

令和5年度第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議 次 第

日 時：令和6年3月7日（木）14時00分～16時00分
開 催 方 法：オンライン及び対面形式の併用
会 場：川崎市役所本庁舎 2階ホール

開会

委員・事務局紹介

議事

【協議事項】

- 1 令和5年度の取組及び令和6年度以降の方向性について
【資料1－1から3】
- 2 令和5年度市専門部会の取組について
【資料2－1から4】

【報告事項】

- 3 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定について
【資料3、参考資料1】
- 4 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
【資料4－1から4】

その他

【配布資料】

委員名簿

座席表

- 資料 1 - 1 令和 5 年度市地域自立支援協議会 年間実施報告書
- 資料 1 - 2 各区協議会における「地域課題の抽出」に関する現状
- 資料 1 - 3 令和 6 年度以降の方向性
- 資料 2 - 1 精神障害者地域移行・地域定着支援部会
- 資料 2 - 2 人材育成部会
- 資料 2 - 3 相談支援部会
- 資料 2 - 4 入所施設からの地域移行部会
- 資料 3 第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定について
- 参考資料 1 第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定に向けた協議会意見
- 資料 4 - 1 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
- 資料 4 - 2 日中サービス支援型共同生活援助事業所の実施状況等
(クライスハイム川崎神木事業所)
- 資料 4 - 3 日中サービス支援型共同生活援助事業所の実施状況等
(クライスハイム川崎初山事業所)
- 資料 4 - 4 日中サービス支援型共同生活援助事業所の実施状況等
(ことのは)

- 参考資料 2 川崎市地域自立支援協議会設置要綱

川崎市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿
(任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日 2年間)

	所 属	氏 名	出 欠	参 加 方 法
1	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター	雨宮 徹	出席	オンライン
2	れいんぼう川崎在宅支援室 室長	浦 雄司	出席	対面
3	木下・大石法律事務所	大石 剛一郎	出席	対面
4	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	大窪 俊雄	出席	対面
5	夢見ヶ崎地域包括支援センター センター長	川田 歩	出席	オンライン
6	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会相談支援分科会 (社会福祉法人SKYかわさき相談支援事業所かみひこうき管理者)	篠原 宏江 (副会長)	出席	対面
7	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会生活介護分科会 (社会福祉法人ともかわさき生活介護事業所ひらま管理者)	高嶋 直美	出席	対面
8	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	美和 とよみ	出席	対面
9	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授	行實 志都子 (会長)	出席	対面
10	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 理事	吉田 展章	出席	対面

(50音順、敬称略)

【事務局】

所属	氏名	地域自立支援協議会					庁内関係部署
		企画運営会議	精神障害者地域移行・地域定着支援部会	人材育成部会	相談支援部会	入所施設からの地域移行部会	
幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所）高齢・障害課障害者支援係 課長補佐	秋澤 克己	○					
中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所）高齢・障害課障害者支援係 係長	木村 誠	○					
高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所）高齢・障害課精神保健係 係長	松島 敦子	○					
多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所）高齢・障害課精神保健係 係長	清水 寛之	○					
川崎市南部基幹相談支援センター	飯嶋 礼子	○				○	
川崎市中部基幹相談支援センター	角山 正敏	○			○		
川崎市北部基幹相談支援センター	河村 裕孝	○		○	○		
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課障害者支援 担当係長	後藤 将志	○	○	○		○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室相談判定 担当係長	大山 樹	○					
川崎市中部基幹相談支援センター	北村 宏和		○				
川崎市南部基幹相談支援センター	原 智子		○				
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課精神障害福祉担当 主任	木下 直美		○				○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課障害者支援 主任	原島 淳		○			○	○
川崎市中部基幹相談支援センター	中里 光宏			○			
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当 担当係長	坂井 隆				○		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当 主任	中村 泰斗				○		○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課障害者支援	橋本 貢河				○		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 事業調整担当 担当係長	双津 牧雄					○	○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 事業調整担当	樺山 栞菜					○	○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長	平井 恭順						○
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 課長	神林 高之						○
健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 課長	大町 法久						○
健康福祉局障害保健福祉部障害精神保健課 課長	塚田 和広						○
健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 課長	池田 幸						○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 課長	野木 岳						○
健康福祉局地域包括ケア推進室 室長	菅野 智宏						○
健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当 担当課長	竹田 幹雄						○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 課長補佐	敷野 めぐみ	○		○	○		○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当	稲川 諒	○		○	○		○

令和5年度第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議
座席表

(本庁舎2階ホール)

スクリーン

稲川職員

PC操作

行實会長

篠原副会長

オンライン
雨宮委員
川田委員

大窪委員

大石委員

浦委員

高嶋委員

美和委員

吉田委員

説明者席

角山
職員
(議題1)

中部
基幹

菅野
室長

竹田
課長

敷野
課長
補佐

神林
課長

平井
課長
(議題3)

野木
課長

塚田
課長

島田
係長
(議題3)

池田
課長

大町
課長

角山
職員
(議題1)

北村
職員
(議題2)

中部
基幹

中里
職員
(議題2)

中部
基幹

河村
職員
(議題2)

北部
基幹

飯嶋
職員
(議題2)

南部
基幹

説明者待機席・議題順に順次入れ替え

事業者指定担当

事業所
(議題4)

出入口

出入口

※対面参加事務局用 (座席指定なし)

令和 5 年度川崎市地域自立支援協議会 年間実施報告書

様式9-2

作成日：令和 6 年 2 月 2 8 日

	実施日時	内容・まとめ等
市全体会議	2 回開催 ①令和5年5月31日 ②令和6年3月 7日	①令和5年5月31日 ・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定に向けた協議会からの意見とりまとめ ②令和6年3月7日 ・令和5年度の取組及び令和6年度以降の方向性について ・令和5年度専門部会の取組について ・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定について ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
市企画運営会議	7 回開催 4月26日 5月24日 7月26日 8月23日 10月25日 1月24日 2月28日 ※11月は法定研修と日程が重なり中止	・市協議会の運営管理 ・市協議会の年間実施計画の作成、振り返り ・各専門部会、各区協議会の活動状況の共有 ・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定に向けた協議会からの意見整理 ・各区協議会における地域課題の抽出に関する整理 ・相談支援体制の充実に向けた令和6年度以降の市・区協議会の方向性に関する整理
市専門部会	各部会による	・以下の4部会を設置し、活動を実施 (1)精神障害者地域移行・地域定着支援部会 (2)人材育成部会 (3)相談支援部会 (4)入所施設からの地域移行部会 ※詳細は各専門部会年間実施報告書を参照

【その他、次年度に向けて】

令和6年度も引き続いて、協議会における個別事例を通じた地域課題の検討の促進、機関連携や人材育成のあり方に関する協議等に取り組みます。

※市協議会第4回企画運営会議 (R5. 8. 23) 資料

協議会における地域課題の抽出に関する各区の現状整理表

区	機能している点	課題点	改善点
川崎	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の手引に沿って、スクリーニングシートを活用している。 ・企画運営会議の年間スケジュールの中で課題整理の時間を取り、協議・検討している。 ・ワーキング設置、定例会の内容検討などに繋げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内での課題整理、区で対応する課題への取組に時間を要し、市に上げるまでに至らない。 ・市への課題提出の流れや方法について手引きに記載が無く不明瞭 ・市企画運営会議委員の、市への課題提出に対する意識や提出方法の理解等の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度は3グループに課題を振り分け協議検討を行ったが、グループごとの判断になり共有・共通理解が不十分。R5年度は整理の流れや方法を見直ししていく。
幸	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング表を活用し、地域課題を協議出来ている。 ・市レベルで対応する課題抽出できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング表を提出するよう働きかけることに苦慮している。 ・様式が決まられていると自由な意見が出しにくい。 	
中原	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会や相談支援事業所連絡会を通じて、地域課題の抽出を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング表を活用できていない。 ・「地域課題の抽出」を明確な目的とした協議等には至っていない。 ・地域課題の抽出後、課題解決をどのように進めるかの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題抽出を行うための時間を設ける。
高津	<ul style="list-style-type: none"> ・各自の課題意識はある。 ・ワーキングの実施に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区企画運営会議での地域課題抽出に関する協議時間を設けていない。 ・区レベルでの解決が先決。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識できるようなツール等の活用の検討
宮前	<ul style="list-style-type: none"> ・（独自の様式使用）ワーキングの立ち上げの根拠がある。（地域課題スクリーニング表を参考に緊急度と実現可能性を記載） ・ワーキングの実施を通して、事例検討等行う事で地域課題の抽出や解決に繋げる。 ・相談支援事業所連絡会で事例検討会を行い、個別ケースに関するグループワークを行い、地域課題の抽出をはかる。 ・定例会においても課題抽出を行う（未定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去数年分の地域課題が手つかずになっていて区の課題の整理が出来ていないので市に課題もあがらない。 ・スクリーニングシートを記入し課題を抽出する時間を企画運営会議では設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区企画運営会議において検討中（9月）
多摩	<ul style="list-style-type: none"> ・区企画運営会議における協議が出来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題抽出の回収率が低い。 ・意見集約がしづらい。 ・焦点化に時間がかかる。 ・抽出した課題の取り扱い。 ・課題の抽出先が限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化（少人数制を導入） ・個別支援、GSV、サ調、相談支援事業所連絡会等からも抽出
麻生	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営会議にて課題について協議が出来ている。 ・運営の手引にある項目の何に該当するか確認している。 ・ワーキングとして取り組む内容を2つ選定し、今年度活動中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抽出しているが、スクリーニング表に落とし込みが出来ていない。 ・市レベルで協議と判断はしたが、本当に判断が当たっているかの精査が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営の手引があるも、十分な理解が浸透していない。（手引の浸透が必要）

各区協議会における地域課題の抽出（まとめ）

【スクリーニング表の活用状況】

活用：川崎・幸 未活用：中原・高津・麻生 独自シート：宮前・多摩

【各区協議会における地域課題抽出に関する協議状況】

実施：川崎・幸・宮前・多摩・麻生 未実施：中原・高津（ワーキングは設置済）

【共通点】

- スクリーニング表の活用状況や協議方法に違いはあるが、地域課題の抽出は出来ている。
- 地域課題の抽出からワーキングの設置に繋がっている。
- 定例会や相談支援事業所連絡会の活用（の検討）している。



- 区企画運営会議において、地域課題を検討・協議する時間が十分にとれていない。
- 区レベルで対応する地域課題の整理に迫われ、市レベルで対応する地域課題の精査ができていない（＝市企画運営会議に上がらない）
- 過去に区協議会で抽出した地域課題（膨大）も含めて整理が必要。
（既に市や区で取組済みのものや過去に抽出した地域課題と同様のものがあがっている等）



各区協議会において

- ・「運営の手引Ver.3」の活用
- ・スクリーニング表（統一様式）の活用

川崎市地域自立支援協議会 運営の手引 Ver. 3

令和3年4月

川崎市地域自立支援協議会

はじめに

自立支援協議会（以下「協議会」といいます。）の意義は、相談支援を中心とした障害者等への支援体制の整備を図ること（出典）です。要求や陳情を行う側と受け止める側といった「対立」の関係ではなく、様々な立場の関係者が同じテーブルに座って、一緒に考え、知恵を出し合い、動いていく「協働」の関係が重要となります。

川崎市では、平成 18 年度に川崎市障害者地域自立支援協議会を設置して以降、相談支援事業の見直しや研修体系の検討など、様々な活動を行ってきました。平成 25 年 3 月に協議会の活動に必要な事項や共通で認識しておくべきことを「運営の手引」として整理し、平成 28 年度には Ver. 2 に改定、更に平成 29 年度には課題解決に関する部分を「課題整理の手引」としてまとめてきました。

今回の Ver. 3 への改定では、令和 3 年度以降の川崎市の相談支援体制の変更に伴う協議会の見直しを反映するとともに、運営の手引と課題整理の手引を一本化しました。

この手引を活用して、協議会がより充実することを切に願っています。

川崎市地域自立支援協議会

目 次

第1部 自立支援協議会の概要	1
1 自立支援協議会の概要.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 法的な位置づけ.....	3
(3) 機能.....	5
(4) 役割.....	6
(5) 自立支援協議会の標準的な組み立て.....	7
2 相談支援と自立支援協議会.....	9
3 運営の視点.....	10
(1) PDCA サイクルの活用.....	10
(2) 制度化の限界と協働の意義.....	12
(3) 自立支援協議会を活性化するために.....	13
第2部 川崎市の地域自立支援協議会	16
1 川崎市の地域自立支援協議会.....	16
(1) これまでの経緯.....	16
(2) 川崎市の地域自立支援協議会の体制.....	17
2 市地域自立支援協議会.....	18
(1) 役割と運営の視点.....	18
(2) 各会議の役割.....	18
3 区地域自立支援協議会.....	24
(1) 役割と運営の視点.....	24
(2) 各会議の役割.....	24
4 個別の相談支援における問題から地域課題を明確化するプロセス.....	32
(1) 地域課題解決の流れ.....	32
(2) 「問題」と「課題」の違いについて.....	35
(3) 地域課題の解決のための取組.....	37

様式一覧

参考文献

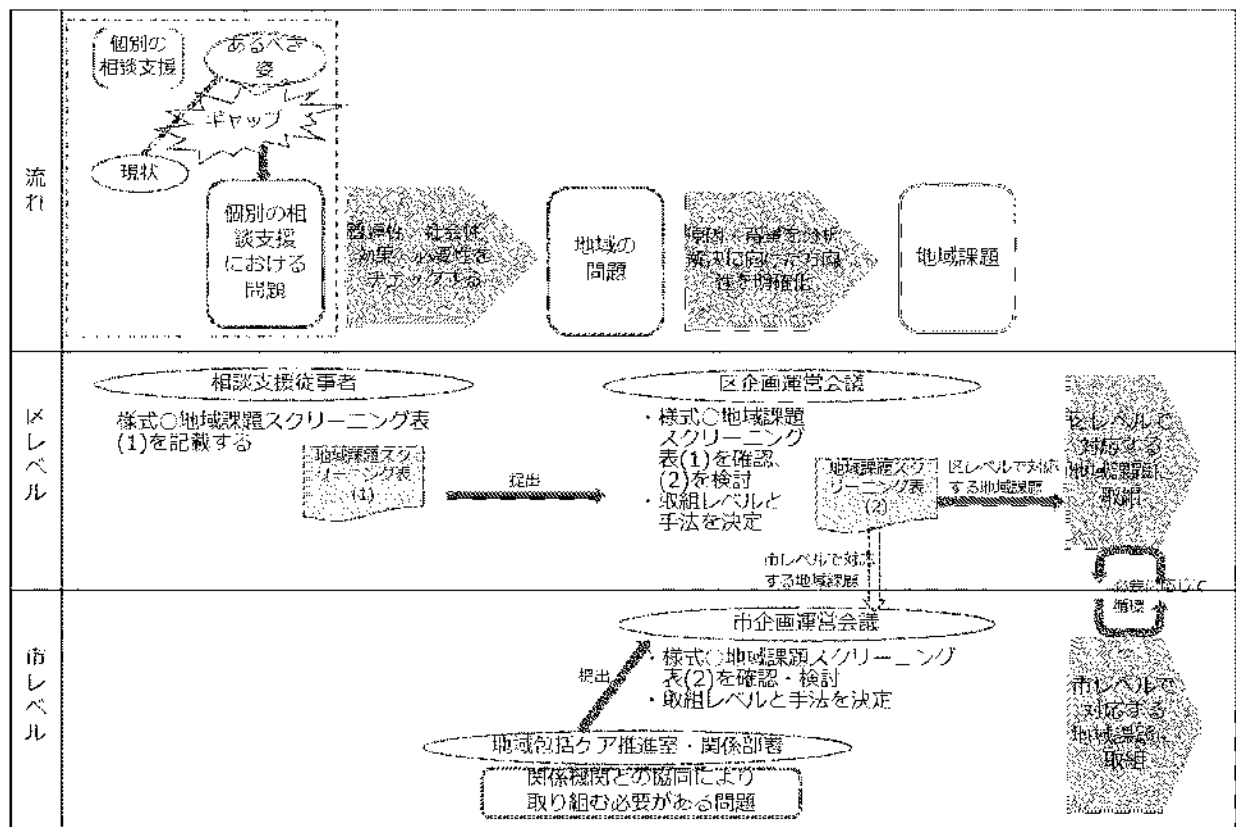
4 個別の相談支援における問題から地域課題を明確化するプロセス

(1) 地域課題解決の流れ

個別の相談支援における現状（現実）とあるべき姿（期待、理想）とのギャップ（差、ズレ）を「個別の相談支援における問題」と捉えます。

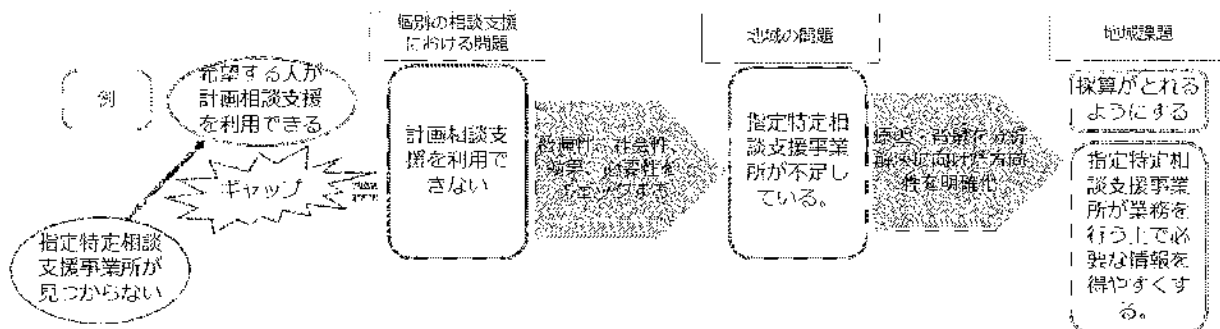
個別の相談支援における問題から、普遍性や社会性、効果等の確認を通して「地域の問題」を抽出し、さらに地域の問題が生じている要因や背景を分析して解決に向けた方向性を明確化したものを「地域課題」とします。

図表 川崎市地域自立支援協議会における地域課題解決の流れ



出典：地域包括ケア推進室作成

図表 地域課題の明確化のイメージ



①個別の相談支援における問題～地域の問題

- ・相談支援従事者（指定特定相談支援事業所、障害者相談支援センター、区役所等、専門機関）は、個別の相談支援や個別支援会議、相談支援調整会議等を通して明らかになった「個別の相談支援における問題」と市民の生活への影響（「地域の問題」）を、「様式 8-1 地域課題スクリーニング表（1）」へ記載し、区企画運営会議へ提出します。

※健康福祉局等の本庁各部署が課題を提出する場合には、市企画運営会議へ提出します。

- ・「様式 8-1 地域課題スクリーニング表（1）」の記載を通して、地域に同じような問題が複数あるか（普遍性）、地域全体で対応する必要があるか（社会性）、相談支援体制の整備につながるか（効果）、相談支援従事者が取り組む必要があるか（必要性）、といった点を意識し、「個別の相談支援における問題」から「地域の問題」を抽出します。

図表 地域課題スクリーニング表（1）の記載例

		地域課題スクリーニング表(1)		様式6-1
a	提出者	所属類型	<input type="checkbox"/> 指定特定等 <input checked="" type="checkbox"/> 地域C <input type="checkbox"/> 基幹C <input type="checkbox"/> 区役所等 <input type="checkbox"/> 専門機関 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
b	提出者	所属・氏名	地域相談支援センター○○ ○○○○	
c	個別の相談支援における問題		指定特定相談支援事業所が見つからず、計画相談支援が利用できない。	
d	市民の生活への影響 (地域の問題)		<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所が不足している。 ・希望する人が計画相談支援を利用できていない。 ・障害者相談支援センターや区役所が計画相談支援やセルフプラン作成支援に追われ、サービス利用者以外への支援等の業務に支障が出ている。 	
e	チェック項目		地域に同じような問題が複数あるか（普遍性）	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
f			地域全体で対応する必要があるか（社会性）	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
g			相談支援体制の整備につながるか（効果）	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
h			相談支援従事者が取り組む必要があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低

出典：地域包括ケア推進室作成

②地域の問題～地域課題の明確化

- ・区企画運営会議にて、様式 8-1 地域課題スクリーニング表（1）の再確認・必要に応じて修正と、様式 8-2 地域課題スクリーニング表（2）の各項目の検討を通して、「地域の問題」から「地域課題」を明確化します。
- ・区企画運営会議では、「地域の問題」が生じている要因や背景を分析し、解決に向けた方向性を検討します。その際、緊急性や実現可能性の確認、解決に向けた取組をどのレベル（区レベル、市レベル）で、どんな手法で行うのが適切か、等を意識します。

図表 地域課題スクリーニング表（2）の記載例

		地域課題スクリーニング表(2)		様式6-2
1	問題の要因や背景	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬が少ない。 ・指定特定相談支援事業所が業務を行う上で必要な情報を得にくい。 ・計画相談支援の事務手順が煩雑。 ・介護保険の居宅介護支援事業所の参入には、特定事業所加算の算定要件がネックになる。 ・法人や業界全体の人材が不足している。特に相談支援専門員の有資格者を配置することが難しい。 ・法人内で人材育成や業務のフォローを行うことが難しく、相談支援専門員が孤立しやすい。 		
2	解決に向けた方向性 (地域課題)	指定特定相談支援事業所が業務を行う上で必要な情報を得やすくする。		
3a	優先度	緊急度	<input checked="" type="checkbox"/> すぐに解決する必要がある <input type="checkbox"/> 中長期的に解決する必要がある <input type="checkbox"/> 急がな	
3b	優先度	実現可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 1年以内 to 実現できる <input type="checkbox"/> 数年以内 to 実現できる <input type="checkbox"/> 実現は難しい <input type="checkbox"/> その他 ()	
4	取組のレベルと 取組手法	区レベル	市レベル	
		<input type="checkbox"/> 区レベルで対応する課題 <input type="checkbox"/> 区ワーキングを設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 区定例会の意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> その他 (詳細)	<input checked="" type="checkbox"/> 市レベルで対応する課題 <input checked="" type="checkbox"/> 市部会を設置し検討・取組 <input checked="" type="checkbox"/> 所管部署等に課題を伝える <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他 (詳細) <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所向けのマニュアル類を作成する。 ・指定特定相談支援事業所が必要としている情報へのアクセス向上について所管部署と調整する。 	
5	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・市レベルで取組と並行して、区レベルで取り組む。(意見聴取、居宅相談支援センターの業務、区相談支援事業所連絡会で配布する等)。 		

出典:地域包括ケア推進室作成

地域課題スクリーニング表(1)

様式8-1

a	提出者	所属類型	<input type="checkbox"/> 指定特定等 <input type="checkbox"/> 地域C <input type="checkbox"/> 基幹C <input type="checkbox"/> 区役所等 <input type="checkbox"/> 専門機関 <input type="checkbox"/> その他 ()		
b		所属 氏名			
c		個別の相談支援 における問題			
d		市民の生活への 影響 (地域の問題)			
e	チェック項目	地域に同じような問題が複数あるか (普遍性)	<input type="checkbox"/> 高	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低
f		地域全体で対応する必要があるか (社会性)	<input type="checkbox"/> 高	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低
g		相談支援体制の整備につながるか (効果)	<input type="checkbox"/> 高	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低
h		相談支援従事者が取り組む必要があるか	<input type="checkbox"/> 高	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低

地域課題スクリーニング表(2)

様式8-2

1	問題の要因や背景		
1	解決に向けた方向性 (地域課題)		
2	優先度	緊急度	<input type="checkbox"/> すぐに解決する必要がある <input type="checkbox"/> 中長期的に解決する必要がある <input type="checkbox"/> 急
1		実現可能性	<input type="checkbox"/> 1年以内に実現できる <input type="checkbox"/> 数年以内に実現できる <input type="checkbox"/> 実現は難しい <input type="checkbox"/> その他()
3	取組のレベルと取組手法	<input type="checkbox"/> 区レベルで対応する課題 □区ワーキングを設置し検討・取組 □区定例会で意見を聴取 □関係者の業務として取組 □地域・他分野と共有 □研修会・企画等を実施 □その他 (詳細)	<input type="checkbox"/> 市レベルで対応する課題 □市部会を設置し検討・取組 □市全体会議で意見を聴取 □関係者の業務として取組 □地域・他分野と共有 □研修会・企画等を実施 □ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見に盛り込む □所管部署等に課題を伝える □その他 (詳細)
4	備考		

【記載例】地域課題スクリーニング表(1) 様式8-1

a	提出者	所属類型	<input type="checkbox"/> 指定特定等 ■ 地域C <input type="checkbox"/> 基幹C <input type="checkbox"/> 区役所等 <input type="checkbox"/> 専門機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	
b		所属・氏名	地域相談支援センター〇〇 〇〇〇〇	
c	個別の相談支援における問題		指定特定相談支援事業所が見つからない。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・あるべき姿と現状のギャップ ・仮説 など </div>	
d	市民の生活への影響 (地域の問題)		<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所が不足している。 ・希望する人が計画相談支援を利用できていない。 ・障害者相談支援センターや区役所が計画相談支援やセルフプラン作成支援に追われ、サービス利用者以外への支援等の業務に支障が出ている。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな状態の人が何に困っているか ・気づき ・仮説 など </div>	
e	チェック項目	地域に同じような問題が複数あるか (普遍性)	■高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	
f		地域全体で対応する必要があるか (社会性)	■高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	
g		相談支援体制の整備につながるか (効果)	■高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	
h		相談支援従事者が取り組む必要があるか	■高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	

【記載例】地域課題スクリーニング表(2) 様式8-2

	問題の要因や背景	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬が少ない。 ・指定特定相談支援事業所が業務を行う上で必要な情報を得にくい。 ・計画相談支援の事務手順が煩雑。 ・介護保険の居宅介護支援事業所の参入には、特定事業所加算の算定要件がネックになる。 ・法人や業界全体の人材が不足している。特に相談支援専門員の有資格者を配置することが難しい。 ・法人内で人材育成や業務のフォローを行うことが難しく、相談支援専門員が孤立しやすい。 		
j	解決に向けた方向性 (地域課題)	<p>指定特定相談支援事業所が業務を行う上で必要な情報を得やすくする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・複数考えられる要因から、緊急性や実現可能性等を踏まえて解決の方向性を1つに絞る。 (場合により1つの地域の問題から、複数の地域課題が明らかになることもある)</p> </div>		
k	優先度	<p>緊急度 <input checked="" type="checkbox"/> すぐに解決する必要がある <input type="checkbox"/> 中長期的に解決する必要がある <input type="checkbox"/> 緊急でない</p> <p>実現可能性 <input checked="" type="checkbox"/> 1年以内に実現できる <input type="checkbox"/> 数年以内に実現できる <input type="checkbox"/> 実現は難しい <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
m	取組のレベルと取組手法	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><input type="checkbox"/> 区レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区ワーキングを設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 区定例会で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 市部会を設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 市全体会議で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見に盛り込む <input checked="" type="checkbox"/> 所管部署等に課題を伝える <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所向けのマニュアル類を作成する ・指定特定相談支援事業所が必要としている情報へのアクセス向上について所管部署と調整する。 </td> </tr> </table>	<p><input type="checkbox"/> 区レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区ワーキングを設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 区定例会で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 市レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 市部会を設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 市全体会議で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見に盛り込む <input checked="" type="checkbox"/> 所管部署等に課題を伝える <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所向けのマニュアル類を作成する ・指定特定相談支援事業所が必要としている情報へのアクセス向上について所管部署と調整する。
<p><input type="checkbox"/> 区レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区ワーキングを設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 区定例会で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 市レベルで対応する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 市部会を設置し検討・取組 <input type="checkbox"/> 市全体会議で意見を聴取 <input type="checkbox"/> 関係者の業務として取組 <input type="checkbox"/> 地域・他分野と共有 <input type="checkbox"/> 研修会・企画等を実施 <input type="checkbox"/> ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見に盛り込む <input checked="" type="checkbox"/> 所管部署等に課題を伝える <input type="checkbox"/> その他 <p>(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所向けのマニュアル類を作成する ・指定特定相談支援事業所が必要としている情報へのアクセス向上について所管部署と調整する。 			
o	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・市レベルで取組と並行して、区レベルで取り組む。(意見聴取、基幹相談支援センターの業務、区相談支援事業所連絡会で配布する等)。 		

相談支援における機関連携・人材育成に向けた取組について

相談支援体制の現状

- 相談件数が非常に多く、余力がない
- 経験の浅い職員が多く、関係機関との円滑な連携が難しい
- 経験のある職員が少なく、バックアップ体制をつくれない

地域自立支援協議会の課題

- 協議会を通じて何をどのように解決していくのかイメージが持てていない
- 個別事例から地域課題の検討に至らない
- 実効性のある人材育成の取組とはなっていない
⇒ 協議会が形骸化

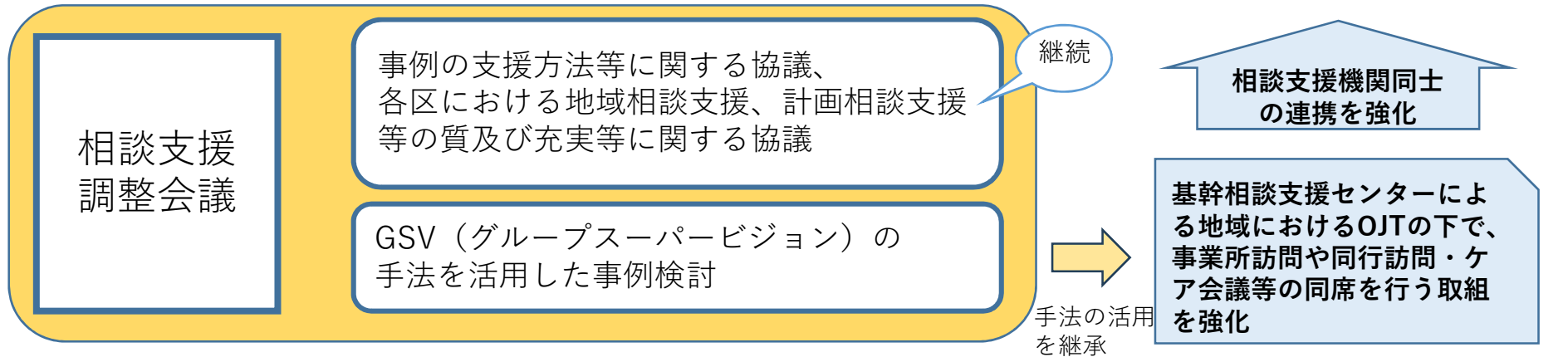
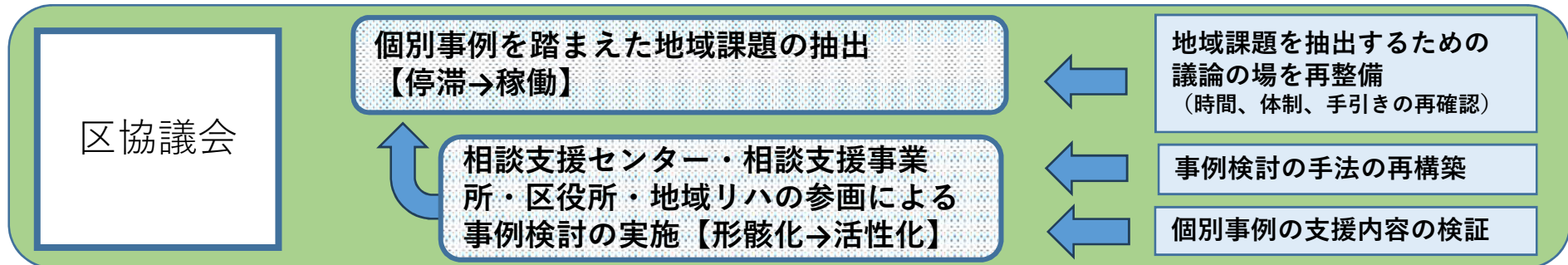
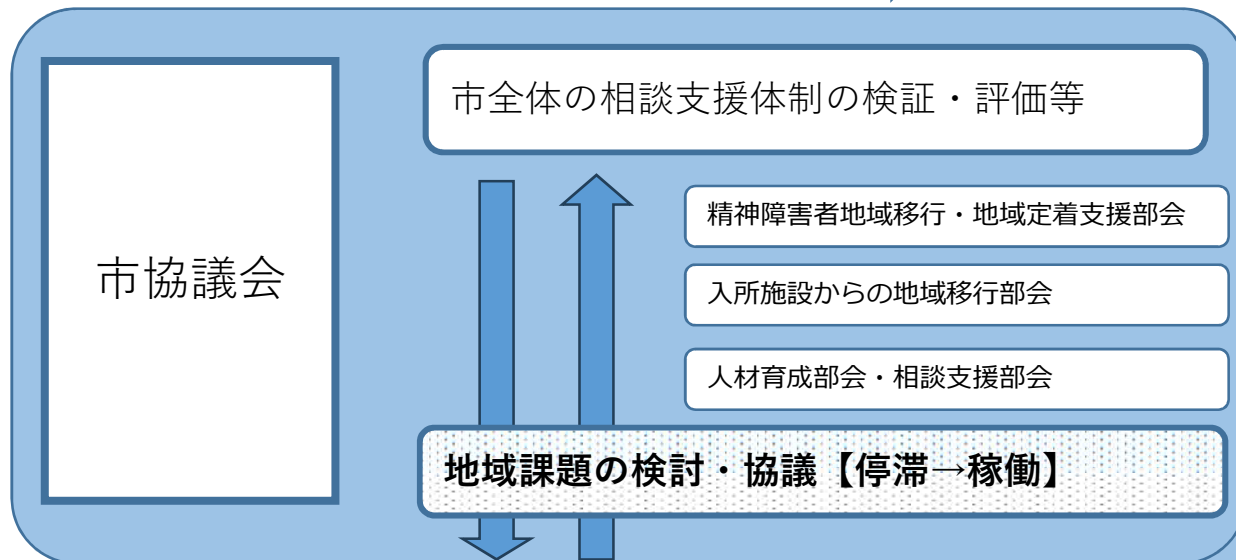
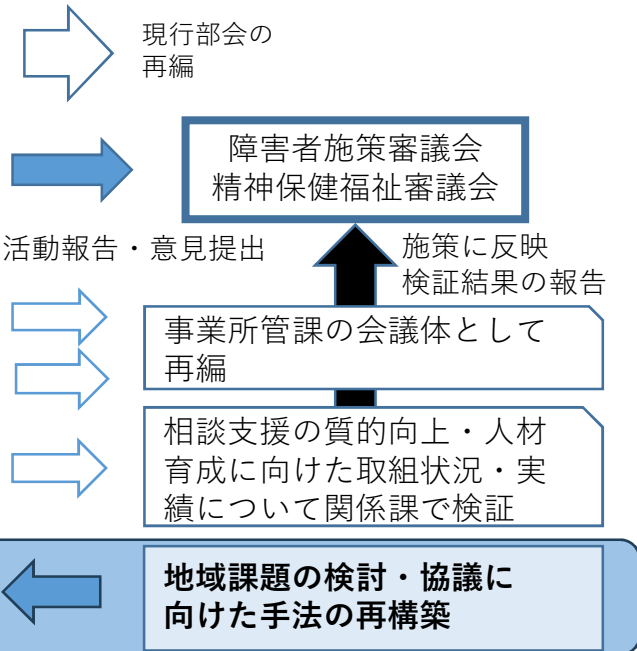


- 協議会における**個別事例を通じた地域課題の検討**を促進することにより、障害者の地域の支援体制の整備を推進していくことが必要
- 地域課題を抽出するための議論の場を再整備
(事例検討の手法の再構築、個別事例の支援内容の検証等)

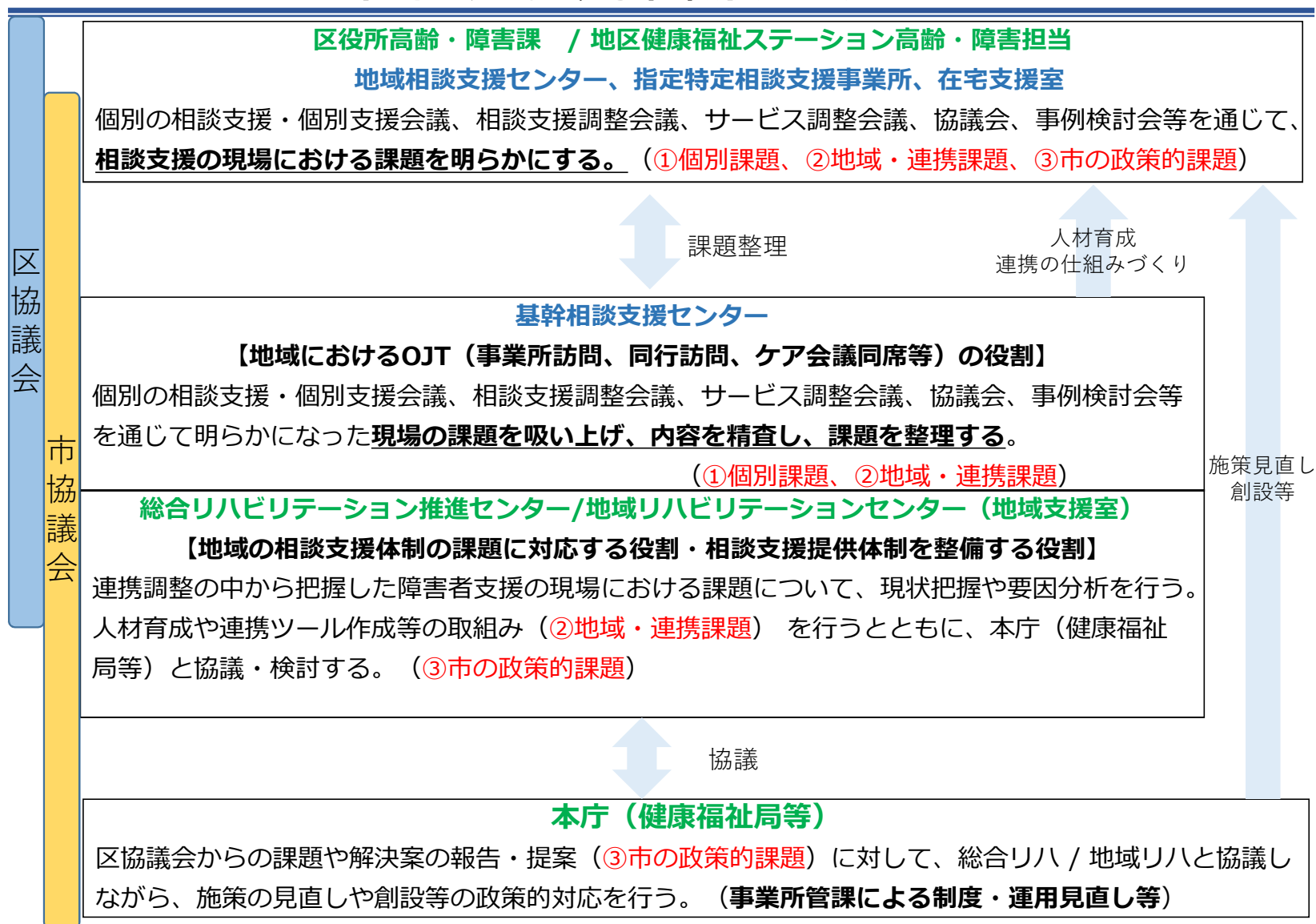
※機関連携や人材育成のあり方についても、併せて再構築

令和6年度以降の方向性（案）

新たな自立支援協議会の
検討・協議の流れ



協議会における組織役割イメージ



関係機関説明における主な意見・課題

会議：区課長会議・係長連絡会・相談支援調整会議、3リハ会議、基幹会議

期間：R5.9.27からR5.11.14

協議会・障害者相談支援センター

- 協議会 ⇒地域課題の抽出ができない（リハ・基幹が交通整理できていない）
指定特定からの地域課題が上がらない
市からのフィードバックがない（市協議会のあり方）
- 障害者C ⇒セルフプラン作成支援のため、再編前と業務内容は変わっていない
職員の欠員、スキル・経験不足
指定特定との伴走支援、後方支援がうまくいかない（計画相談）

関係機関連携・人材育成

- 総合リハ ⇒業務整理ができていない、リハ職員の人材育成ができていない
地域リハ 区役所の会議において役割が果たせていない
地域課題を把握・整理できない、施策に繋がられない
- 人材育成 ⇒合同連絡会が研修の場になってしまっている（あり方の見直し）
（研修） 各区で行っている研修等を市で一括管理してほしい（重複している）
本市の相談支援従事者の人材育成のあり方を考えてほしい
（包括的相談支援従事者研修）

障害福祉サービス等

- 計画相談 ⇒ 受け入れ先が見つからないため市でリストを作成してほしい
区役所職員の意識を変える必要がある（計画相談は本来つけるもの）
モニタリングのタイミング等、他都市のように柔軟に対応してほしい
加算内容を見直してほしい（市単要件緩和、新たな加算の創設）
加算情報等、事業所向けの情報発信をしてほしい
セルフプラン作成支援に対する弊害が出ている
- 障害児相談⇒ 児童の相談が増えている
児童の事業所は、横のつながりがなく、情報が入らない。
児童通所支援の支給決定を見直してほしい（最初から月23日認定可）
セルフプランありきとなっている、児から者への移行時に問題が生じている
障害児に関する検討・協議の場がない
課題を吸い上げられていない
- サービス ⇒ 会議が長時間になっている、書類が多い、訓練等給付の件数が非常に多い
調整会議 区で判断できるものは会議にあげない等、会議運営の見直しが必要
- 区役所業務⇒ 業務のあり方の見直しが必要
業務量が多い、人手不足、人材育成ができていない
支給決定がメインとなっており、相談支援をやる余裕がない
区が関わる本庁所管課が複数あり、少しずつ業務が増やされ負担が増える
業務量の軽減について、各所管課で検討してほしい
- 社会資源 ⇒ ヘルパー（精神、家事援助）不足が深刻
他都市と比較し、報酬が安い川崎市に参入しない（GHや移動支援）
各法人の考え方により、相談支援部門を閉めるという動きが出ている
（儲からないから指定特定はやらない）

様式2-2

令和5年度市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会実施報告書

地域課題	○長期入院者の退院支援及び地域定着支援の取組みが十分に進んでいない。 ○精神障害者の地域生活を支える関係機関の連携体制の構築促進。
目標	①相談支援体制の連携強化 長期入院者の退院支援を促進するために、精神障害者の支援に関わりの少ない事業所に対して、後方支援体制を確保した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」と連動して退院支援を進めてきたが、退院が可能なすべての対象者に対して支援が提供できていないため。 ②多様な選択肢による「住まいの確保」 精神科病院から退院して地域で生活を継続をしていくには、当然ながら「住まい」が必要となるが、精神障害を理由に入居を断られることが多いため。
取組経過	事務局会議6回/年、部会6回/年開催。R3～5の3年間、4WG体制で実施。 ①人材育成WG：退院支援の実践に向けた相談支援体制等の充実、取組の啓発の手引きを作成。手引きの活用研修会を開催（43機関、57名参加） ②居住支援WG：賃貸人の不安材料を軽減することが精神障害者をはじめとする住宅確保要配慮者の居住支援策を推進するポイントであることから、相談支援体制の整備、充実について居住支援協議会共催研修（44名参加）また包括的相談支援従事者研修参加者（全6回181名参加）に対して、まちづくり局住宅整備推進課から住宅と福祉連携の取組みについて啓発を実施。 ③社会資源（ピアサポート）WG：当事者仲間の支え合いの他、様々な場での活動とその充実が求められている。また本事業では支援者とピアサポーターの協働も目指して、支援者向け啓発のピア座談会を開催（55名参加） ④業務整理WG：支援対象者実態調査報告書の作成、市内精神科5病院のヒアリング（各1回）、有識者会議の開催（1回）及び市内精神科病院管理者等の会議（院長会議、1回）の開催。
取組成果	○課題解決に向けた事業継続と新たな課題に対する取組みの確認 各WG活動は上記のとおり、研修会や報告書という形で発信した。WGによる取組みが事業実績に連動ができてきているか、以下、考察とする。 本部会は支援の取組みのすそ野を広げること为目标に掲げ、約10年間取組みを行ってきた。令和4年度の支援実績調査では、退院支援の取組件数は過去最高（71件）となり、取組件数に大きな落ち込みもなく事業としては順調に進捗しているように見える。一方、障害者相談支援体制が地区担当制に移行し、事業の拡がりを期待したが、全38事業所の回答中、取組み0の事業所が21事業所、55%にも及び、依然として取組みの差がみられる。部会と連動した具体策として、平成29年～令和2年にかけて実施したモデル事業が、コロナ禍により展開ができずに大きな影響を受けたことが一因であると考えられる。また帰住先のない退院支援については、基幹型が担うこととなり、令和3年5件⇒令和4年23件と基幹型の支援件数が急増した。支援対象者実態調査結果からも、退院に必要なアプローチポイントとして、病状を除くと「居住の問題」が72%と、課題が浮き彫りとなっていることから、引き続き、本事業のあり方が現状の相談支援体制による運用が適切であるかを精査しつつ、伴走支援を要する居住支援・定着支援においては、住宅・福祉部局の一層の連携が必要であると考えられる。 最後に、当事者を支える家族支援について、重要な課題であることから、家族支援WGを新たに開始する（人材育成WGは終了）。今後、精神科病院の実態調査報告書の結果や精神保健福祉審議会の意見等も踏まえて、事業のあり方についても検討・協議していく必要がある。
残された課題	○精神障害者の当事者を支える家族支援のあり方 ○住宅・福祉部局の緊密な連携、居住支援・相談支援体制の充実 ○幅広い分野でのピアサポート活動の推進 令和6年4月から（仮称）「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議」を発足し、上記課題等について、継続的に協議を行っていく。

令和 5 年度市地域自立支援協議会人材育成部会 実施報告書

様式2-2

地域課題	○川崎市の相談支援体制を踏まえた相談支援従事者の質の向上・人材育成
目標	<p>○相談支援従事者の質の向上・確保を目指す 国の動向に留意しつつ、川崎市における相談支援従事者の人材育成のあり方や基本的な方向性を検討する。</p> <p>○川崎市で求められる相談支援従事者としての役割の実践を具体化する 「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム ver. 2.1」で明らかにした役割について、地域での実践方法などについて検討する。</p>
取組経過	<p>令和 5 年 7 月 1 4 日 第 1 回部会 主任相談支援専門員・川崎市認定相談支援リーダーについて、本市のこれまでの検討経過を踏まえ、協議</p> <p>令和 5 年 9 月 1 2 日 第 2 回部会（書面開催） 地域における人材育成・OJTの取組、地域の相談機関の連携強化の取組、主任相談支援専門員・川崎市認定相談支援リーダーが地域で担う役割について委員意見を集約</p> <p>令和 5 年 9 月 2 6 日～1 0 月 1 8 日 市内主任相談支援専門員・川崎市認定相談支援リーダーアンケートの実施（地域で担うべき中核的な役割、地域づくり等について）</p> <p>令和 5 年 1 1 月 1 7 日 第 3 回部会 上記アンケート結果を踏まえ協議（主任等連絡会の設置を提案）、人材育成カリキュラム ver.2.2（案）の作成、研修企画検討委員会報告（法定研修）の実施</p> <p>令和 6 年 3 月 1 日 第 4 回部会 主任等連絡会準備会（2月開催）の開催報告の実施、地域における人材育成・OJTの取組と地域の相談機関の連携強化の取組に関する協議、人材育成カリキュラム改訂（ver2.2）</p>
取組成果	<p>○「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム ver. 2.2」改訂（川崎市認定相談支援リーダー、主任相談支援専門員等連絡会の内容反映）</p> <p>・主任相談支援専門員・川崎市認定相談支援リーダーアンケートの結果を踏まえ、主任相談支援専門員等連絡会（令和 5 年度は準備会）の設置に向けた協議を実施した。</p> <p>○令和 3 年度に整理した研修企画検討委員会との連動を実施（研修実施結果のフィードバック等）</p> <p>○地域での人材育成・OJTに関する取組状況及び課題を整理</p>
残された課題	相談支援従事者の質の向上・人材育成に向けた取組状況等については、令和 6 年度以降、庁内関係所管課による検証を継続して実施する。

令和 5 年度市地域自立支援協議会相談支援部会 実施報告書

様式2-2

地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ○指定特定相談支援事業所の業務の円滑化 ○計画相談支援の拡充 ○市内の相談支援機関の役割の明確化 ○市内の相談支援機関相互の連携強化
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の相談支援体制の充実を図る。
取組経過	<p>令和5年6月9日 第1回部会</p> <p>令和5年8月21日 第2回部会</p> <p>令和5年9月20日～10月2日 指定特定相談支援事業所向けアンケート実施</p> <p>令和5年10月27日 第3回部会</p> <p>令和6年2月19日 第4回部会</p> <p>※随時、計画相談支援拡充に向けた取組、事務局打合せ等を実施した。</p>
取組成果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所への後方支援について <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所向けアンケートを実施。 ・アンケート結果を指定特定相談支援事業所と共有するとともに、指定特定相談支援事業所向け計画相談支援の手引きに反映した。 ○相談支援機関同士の情報共有・情報発信について <ul style="list-style-type: none"> ・現状を報告し、協議した。 ○計画相談支援拡充について <ul style="list-style-type: none"> ・本市の相談支援体制、計画相談支援の現状を報告し、協議した。 ・セルフプラン作成支援による障害福祉サービス利用者に対して、適当な指定特定相談支援事業所を積極的にマッチングする仕組みの試行 ・モニタリング頻度の柔軟な設定の促進・サービス等利用計画の様式変更 ・機能強化型サービス利用支援費の算定取扱いの見直し
残された課題	<p>地域課題に対し一定の成果があったが、指定特定相談支援事業所による計画相談支援作成率の増加（セルフプラン作成率の低下）までは至っていない。</p> <p>令和6年度は、部会としては廃止し各部署・機関による取組を継続していく。</p>

**令和5年度市地域自立支援協議会
入所施設からの地域移行部会 実施報告書**

地域課題	障害者支援施設（入所施設）からの地域移行を進めるとともに、地域生活の定着を図る。
目標	ガイドラインに則したモデル実施の推進と、関係機関の連携強化
取組経過	<p>令和5年 4月 7日 第 1回事務局会議 令和5年 5月 11日 第 2回事務局会議 令和5年 5月 24日 第 3回事務局会議 令和5年 5月 29日 第 4回事務局会議 令和5年 6月 7日 第 5回事務局会議 令和5年 6月 12日 第 1回部会 令和5年 6月 23日 第 6回事務局会議 令和5年 7月 7日 第 7回事務局会議 令和5年 7月 25日 第 8回事務局会議 令和4年 8月 7日 第 9回事務局会議 令和5年 8月 17日 第 2回部会 令和5年 8月 29日 第 10回事務局会議 令和5年 9月 12日 第 11回事務局会議 令和5年 9月 29日 第 12回事務局会議 令和5年 10月 16日 第 13回事務局会議 令和5年 11月 6日 第 14回事務局会議 令和5年 11月 20日 第 15回事務局会議 令和5年 11月 24日 第 16回事務局会議 令和5年 11月 27日 第 3回部会 令和5年 12月 6日 第 17回事務局会議 令和5年 12月 27日 第 18回事務局会議 令和6年 1月 11日 第 19回事務局会議 令和6年 1月 18日 第 20回事務局会議 令和6年 2月 1日 第 21回事務局会議 令和6年 2月 8日 第 22回事務局会議 令和6年 2月 19日 第 4回部会</p>
取組成果	<ul style="list-style-type: none"> ●市内関係機関向け研修の実施（地域移行支援の理解促進） ⇒「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン Ver1.0」の周知と併せ、市内関係機関の連携強化のために研修を実施した。 ○市内入所施設を対象とした「地域移行に向けた交流研修会」 計2回開催、計26名参加 ○市内関係機関を対象とした「入所施設から地域移行への～繋～」 1回開催、計29名参加 ●「地域での生活・定着状況調査」の実施 ⇒実際に地域移行したご本人やご家族、支援された入所施設の職員等に地域移行後の生活の状況や地域移行する際のお気持ちなどについてインタビューを行った。 ●「意思決定のための体験宿泊事業」の実施方法の検討 ⇒ご本人が実際にグループホームを利用し、明確なイメージを持ったうえで意思決定を行ったり、関係機関が本人のアセスメント等を行うための「意思決定のための体験宿泊事業」の試行実施に向けた、運用方法の調整を行った。
令和6年度の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●「（仮称）川崎市入所施設からの地域移行推進会議」を発足 ⇒自立支援協議会全体会にて、当専門部会が廃止となった場合には、「（仮称）川崎市入所施設からの地域移行推進会議」を発足させるとともに、ガイドライン等については新たな会議体へと移譲する。 新たな会議体については、入所施設からの地域移行部会から「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン」の改定作業、「地域での生活・定着状況調査」の実施及び研修企画等を引継ぎ、入所施設からの地域移行に関する地域課題の抽出や課題へのアプローチなどの検討、地域における理解促進を行う。

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定について

1 かわさきノーマライゼーションプランの改定について

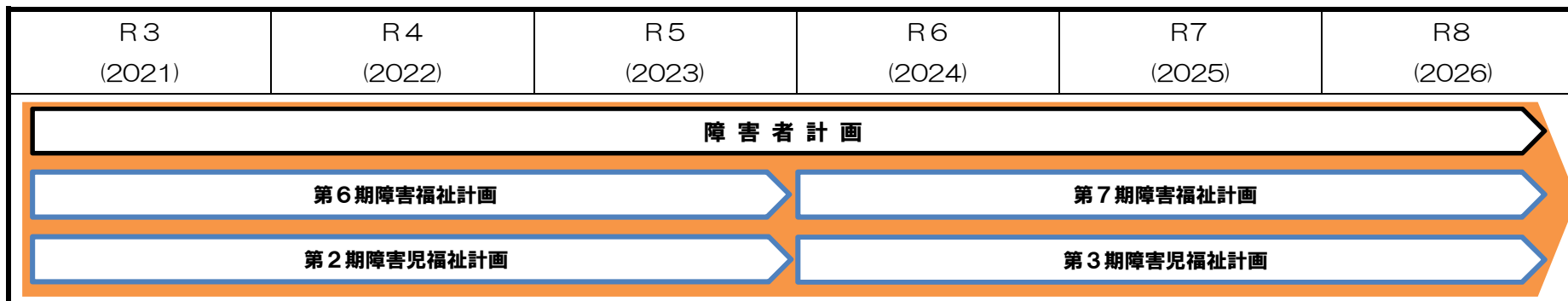
【計画の概要等】

- 本市においては、法で策定を義務付けられている障害福祉に係る関連計画を「ノーマライゼーションプラン」として一体的に策定し、障害福祉施策全体を総合的に推進しており、直近では令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする第5次かわさきノーマライゼーションプランを策定しました。

【第5次ノーマライゼーションプランの構成】

計画名	根拠法	内容	計画期間
障害者計画	障害者基本法	障害福祉施策の方向性等に関する基本計画	令和3年度～令和8年度 (6年間)
第6期障害福祉計画	障害者総合支援法	重点的に取り組む目標や各年度におけるサービス見込量等を定めた計画	令和3年度～令和5年度 (3年間)
第2期障害児福祉計画	児童福祉法		

- 計画期間の中間年にあたる令和5(2023)年度末に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間が終了することに伴い、同計画について令和6年度以降の取組を位置付けた新たな計画を策定するとともに、社会情勢の変化やこれまでの取組の進捗状況等を踏まえ、障害者計画を含めた計画全体の中間見直しを行い、改定版を策定します。



2 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の施策体系（案）について

●現行計画の施策体系を継続しつつ、社会情勢の変化や各施策の進捗等を踏まえながら以下の施策体系に基づき取組を推進します。

第5次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

社会情勢の主な変化

障害者の増加

障害の多様化

高齢障害者の増加

障害の重度化・重複化

家族の高齢化

支援ニーズの増加

共生社会実現に関する法制度

大規模災害

新興感染症

課題 ●高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築→施策1～7で対応

課題

- 多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
→施策1・2・3で対応
- 障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築
→施策1～7で対応

課題

- 多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
→施策4で対応
- 医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化
→施策5で対応

課題

- 障害福祉サービスを担う人材の確保等
→施策6で対応
- ボランティアや障害当事者を含めた多様な主体による支え合い
→施策6で対応
- 経済的な自立に向けた雇用・就労支援
→施策7で対応

課題

- 障害のある方の権利擁護に関する取組の推進
→施策8で対応
- 市民意識の醸成（心のバリアフリー）
→施策9で対応
- スポーツや文化芸術等の社会参加の促進
→施策10で対応
- ソフト・ハード両面でのバリアフリー化
→施策11で対応
- 大規模災害や新興感染症への対応
→施策12で対応

※上記「→施策〇」は主に対応する施策

施策体系【現行プランから継続】

基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

施策1 相談支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②専門的な相談支援体制

施策2 地域生活支援の充実

- ①生活支援サービス
- ②日中通所サービス
- ③情報コミュニケーション支援
- ④移動及び外出の支援
- ⑤福祉用具等による支援
- ⑥精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②療育支援体制
- ③関係機関との連携
- ④教育環境・教育活動
- ⑤進路支援
- ⑥放課後等の支援
- ⑦家庭や地域活動への支援

施策4 多様な住まい方と場の確保

- ①民間住宅における居住支援
- ②公営住宅における居住支援
- ③居住環境の向上支援
- ④グループホーム
- ⑤入所施設
- ⑥高齢障害者への対応

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- ①専門的な医療等の提供
- ②医療給付・助成
- ③医療と地域の連携
- ④医療的ケアを必要とする方への支援

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- ①人材の確保・育成の推進
- ②福祉サービスに対する第三者の視点
- ③多様な主体による支え合い

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- ①就労意欲の喚起
- ②就労移行・定着に向けた支援
- ③企業への雇用支援
- ④福祉的就労の支援
- ⑤経済的支援

基本方針Ⅱ 地域とかかわる

～地域の中でいきいきと暮らしている「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

施策8 権利を守る取組の推進

- ①障害を理由とする差別解消の推進
- ②障害者虐待防止に向けた取組の推進
- ③成年後見制度等の推進
- ④消費者トラブルの防止

施策9 心のバリアフリー

- ①かわさきパラムーブメントの推進
- ②障害の理解促進と普及啓発
- ③学校における交流・福祉教育

施策10 社会参加の促進

- ①バラスポーツの推進
- ②文化芸術活動の推進
- ③生涯学習の推進

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策11 バリアフリー化の推進

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化
- ③道路のバリアフリー化
- ④公共施設のバリアフリー化
- ⑤まちの情報提供の充実
- ⑥情報バリアフリーの推進

施策12 災害・緊急時対策の強化

- ①災害時や緊急時における支援体制の充実
- ②情報伝達手段の確保

川崎市地域自立支援協議会からの意見と第5次かわさきノーマラーゼーションプラン改定版における今後の取組（案）

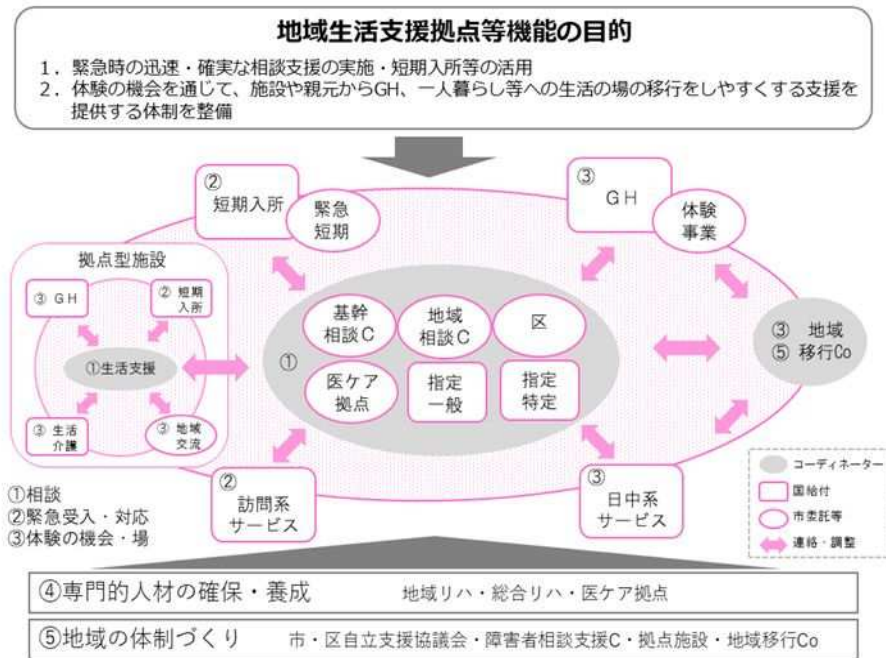
No.	自立支援協議会からの意見の要旨	改定版における障害者計画の今後の取組（案）
1	<p>【相談支援体制の充実】 （１）総合的な相談窓口機能の充実 ・情報にアクセスしづらい当事者や家族に対する周知、福祉関係機関や他分野（医療・福祉等）に対する周知など、より効果的な周知について、具体的な取組を進めていく必要がある。 ・複雑多様化した相談に対応するためには、相談支援従事者の人材育成や専門性の向上、地域における関係づくり、支援手法の蓄積、共有等が必要。</p>	<p>●各区地域みまもり支援センターや障害者相談支援センターが、それぞれに総合的な相談窓口として、ワンストップで受け止め、障害に関して相談を希望する市民や関係機関・事業所等に対して、連携・調整を行いながら、適時・適切に対応できる体制の強化を図ります。あわせて、総合リハビリテーション推進センターを中心に、全市的なサービスの質の向上やネットワーク化を推進し、多様なニーズに対応した全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の確立に向け、関係機関との検討を進めます。</p> <p>●各区地域みまもり支援センターを中心に、障害者相談支援センターや地域リハビリテーションセンターと連携しつつ、虐待対応や成年後見制度の利用支援等の専門的な相談支援も行います。</p> <p>●相談支援従事者等が利用者の意思決定支援に配慮できるよう、必要な研修等を実施します。</p>
2	<p>【相談支援体制の充実】 （２）障害福祉サービスの利用支援の強化 ・相談支援体制を構成する機関同士の連携強化及び情報共有・情報発信の仕組みについて検討を進める必要がある。 ・ケース対応における基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所の役割と連携について検討し、相談支援事業所に対する後方支援の強化が必要。 ・計画相談支援の供給量が確保できるまでの間の対策である、事業所・施設による代替サービス等利用計画（サポートプラン）についての検討を行う必要がある。 ・計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の採算性の向上や、相談支援従事者への支援者支援を強化する必要がある。</p>	<p>●希望する全ての方に計画相談支援を提供できる体制を目指し、指定特定相談支援事業所が職具体制の強化や安定化を図るための支援を継続し、指定特定相談支援事業所の拡充に取り組みます。</p> <p>●計画相談支援が必要な方に行き届くよう取組を推進するとともに、現状、セルフプランにより障害福祉サービスを利用している方への支援方法や指定特定相談支援事業所に対する基幹相談支援センターによる後方支援等のあり方について、検討を進めます。</p> <p>●新たに相談業務に関わる支援者も含めて広く周知徹底を図りながら、令和2(2020)年度に改定された国の新カリキュラムに基づき、相談支援従事者初任者研修及び現任研修を実施するとともに、体系的な相談支援従事者研修を実施するなど、相談支援従事者の量的確保と質的向上を図ります。</p>
3	<p>【人材の確保・育成と多様な主体による支えあい】 相談支援従事者の養成として、地域における相談支援従事者の質の向上や人材育成に関する具体的な取組、相談支援従事者としての役割の実践等が必要。</p>	<p>●新たに相談業務に関わる支援者も含めて広く周知徹底を図りながら、令和2(2020)年度に改定された国の新カリキュラムに基づき、相談支援従事者初任者研修及び現任研修を実施するとともに、体系的な相談支援従事者研修を実施するなど、相談支援従事者の量的確保と質的向上を図ります。</p>

No.	自立支援協議会からの意見の要旨	改定版における障害者計画の今後の取組（案）
4	<p>【地域生活支援の充実】 <u>精神障害者の退院促進のため、精神科病院と地域の関係機関の連携による取組の拡充や後方支援機関との重層的な支援体制の構築が必要。また、住宅分野と福祉分野の横断的な連携強化が必要。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉の関係者による協議の場において、当事者や精神科病院、障害者相談支援センターなどの支援機関等と協議を行いながら、<u>地域移行・地域定着支援ガイドラインの活用及び関係機関への周知、居住支援協議会と連携を図りながら住宅分野の支援機関と障害福祉分野の支援機関との連携強化、ピアサポーターに係る当事者の発掘・育成及び支援者への普及啓発、地域移行支援対象者調査のデータ分析の継続及び知見の関係者との共有等に取り組みます。</u> ●市内全域を対象に、<u>重層的な地域支援連携体制の構築に向けた取組を推進します。</u>
5	<p>【多様な住まい方と場の確保】 <u>入所施設からの地域移行の促進のため、丁寧な意思決定支援の推進、社会資源の確保・拡充、地域移行に向けた理解の促進、障害の重度化・高齢化を踏まえた支援、関係機関連携の推進が必要。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある方が「チャレンジ・安心・選択」できるよう、<u>地域における重層的な支援体制の構築に向け、丁寧な意思決定支援の推進、地域相談支援や自立生活援助の促進、本人・家族・関係者の地域移行への理解促進、支援力（専門性）の向上、障害の重度化・高齢化への対応など、入所施設及び地域生活を支えるサービス事業所と連携し、入所施設から地域生活への移行・定着を促進するための取組を実施します。</u> ●関係機関への研修等により「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン」の普及啓発を行い、<u>関係者の支援力の向上を図るとともに、日中サービス支援型や主に行動障害等の重度障害のある方に対応したグループホームの整備促進、地域移行に取り組む入所施設・グループホームに対する支援に取り組みます。特に、入所施設については、地域移行後に円滑な地域生活を送るための支援を重点的に行う入所施設（通称「通過型入所施設」）の取組等をガイドラインや研修に取り入れ、先行事例の共有を行います。</u> ●地域移行を希望する方などに対するグループホームの一時的な体験利用について、「<u>障害者地域生活体験事業</u>」を陽光ホーム（2床）において引き続き実施するとともに、その他の方法による体験機会の確保に取り組みます。 ●<u>入所施設やグループホーム、通所事業所等の従事者に対し、意思決定支援に関する研修を実施するとともに、強度行動障害支援者養成研修について、「基礎編」に加えて「実践編」を実施する等、適切な支援を行う職員の人材育成に取り組みます。</u> ●<u>行動障害や重度障害のある方に対応した生活介護事業所等の整備を促進するための手法などについて検討します。</u>

地域生活支援拠点等機能について

1. 本市の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活することを支援する機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を整備することをいいます。
- 本市においては、すでに多くの機関、事業所等が役割分担をする『面的整備型』で地域生活支援拠点等機能が一定程度稼働していることから、その一部を担い、強化することを目的に、ひとつの施設が複数の機能を併せ持つ『多機能拠点整備型』により『拠点型施設』を引き続き整備するとともに、点在する社会資源を連携させることで、サービス提供体制の一層の充実を目指します。



2. 令和5年度の取組

(1) 緊急時対応、地域移行等の状況（4～12月の給付費等の請求データから算出）

	利用者数	延日数	緊急ベッド施設数	緊急ベッド確保数
緊急対応における短期入所	181人	1,030日	5施設	13床

	施設等からのGHへの移行者数	GHから在宅への移行者数
地域移行の状況	10人	7人

(2) 拠点型施設の設置

- 令和5(2023)年度を目途に、「拠点型施設」を高津区と麻生区に整備することを踏まえ、上記の目標を設定しました。
- 目標値を下回りました。理由としては、麻生区における整備が、周辺調整に時間を要したことから、予定どおり進まなかったためです。

	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点(多機能拠点整備型)施設の箇所数	5か所	3か所	3か所	4か所

3. 今後の取組

- 機能を担う各機関が効果的に連携するための運用調整
 - ⇒ 多くの機関、事業所等が役割分担をすることで、地域生活支援拠点等機能が一定程度稼働していることから、点在する社会資源をさらに連携させるための手法を検討し、実践します。
 - ⇒ 加算要件の整理を引き続き行います。
- 拠点型施設の整備
 - ⇒ 機能強化を目的に、拠点型施設を引き続き整備します。

令和 5 年 5 月 3 1 日

川崎市障害者施策審議会会長

小澤 温 様

川崎市地域自立支援協議会

会長 行實 志都子

第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた意見提出について

川崎市地域自立支援協議会では、第 5 次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念である「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を目指すために、障害のある方を含む地域の様々な関係者が集まり、地域の課題とその解決策について協議を重ねています。

今年度は、第 5 次かわさきノーマライゼーションプランの改定年度に当たることから、計画策定時からこれまで本協議会において協議を重ねてきた課題のうち、特に当該プラン改定に関連があると思われる課題やその解決策について、次のとおり取りまとめました。

については、当該プランの改定にあたり参考としてくださるようお願いいたします。

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた意見

川崎市地域自立支援協議会における取組を踏まえ、課題に対する協議会としての意見を取りまとめた。

1 相談支援体制の充実

総合的な相談窓口機能の充実

○課題

- ・川崎市における相談支援体制の強化
(障害福祉サービス利用以外のニーズも含め、適時・適切に対応できる体制)

相談支援体制に関するより効果的な周知、相談数の増加への対応、指定特定相談支援事業所・相談支援専門員の拡充、相談支援専門員の専門性向上、関係機関の機能・役割整理、連携の円滑化。

○協議会での取組

市企画運営会議

障害者相談支援体制再編後の評価・検証（中間評価）

- ・各区企画運営会議委員、各区役所・各地域リハビリテーションセンター職員を対象に、障害者相談支援体制再編後の状況について意見集約を実施。障害者相談支援体制再編後の効果・課題・課題に対する取組手法について整理した。

区定例会

- ・区協議会における活動状況の周知、区内の関係者との関係づくり、地域課題の共有を図った。
- ・相談支援専門員の専門性向上等を目的に障害者虐待防止に関する研修を開催。
- ・地域課題の抽出に関する実践報告を実施。

<協議会からの意見>

- ◎情報にアクセスしづらい当事者や家族に対する周知、福祉関係機関や他分野（医療・福祉等）に対する周知など、より効果的な周知方法について、具体的な取組を進めていく必要がある。

（市レベルの取組）

川崎市における障害者相談支援体制について、各機関の役割や機能を含めた説明・周知。

（具体例）

- ①市政だより、ホームページ、リーフレット等による定期的な市民向け周知の継続
- ②当事者団体、家族会、職能団体等の集まりに市職員が参加し、制度・体制について説明
- ③市内事業所（障害福祉サービス）向け制度説明会の開催

(区・地域レベルの取組)

各区地域自立支援協議会や地域のネットワークを活用し、各区レベルにおける障害者相談支援体制の周知。

(具体例)

- ①各区地域自立支援協議会による地域づくりや関係機関連携の緊密化
- ②個別支援を通じた各機関の役割理解の促進
- ③各地域で開催されているイベント等における地域住民への働きかけ

◎**複雑多様化した相談に対応するためには、相談支援従事者の人材育成や専門性の向上、地域における関係づくり、支援手法の蓄積、共有等が必要である。**

(市レベルの取組)

川崎市における相談支援従事者の方向性を示す(人材育成カリキュラム)とともに、法定研修をはじめとした各種研修の実施。

関係機関連携を円滑に行うための共通ツールの作成や関係機関の機能・役割整理。

(具体例)

- ①障害者相談支援センター等合同連絡会等を活用した支援者向け研修の開催
- ②川崎市における障害者相談支援体制の各機関の役割整理及び周知
- ③地域の実践例を整理し、市内関係機関に共有

(区・地域レベルの取組)

地域における人材育成・OJT(関係づくり)を通して、障害者相談支援体制の強化に繋げる。

複雑多様化した相談への対応や支援サービスに繋がっていない障害者への支援に向けて、相談支援従事者の人材育成・関係機関の連携強化・地域におけるネットワーク構築を図り、相談支援や適宜の対応ができる環境を整えていく。

(具体例)

- ①各区、エリアごとに事業所向け研修を開催
- ②各区地域自立支援協議会(地域づくり)や相談支援事業所連絡会(情報共有)の活用
- ③地域における支援手法の共有、事例の蓄積

障害福祉サービスの利用支援

○課題

- ・計画相談支援の拡充、指定特定相談支援事業所の業務円滑化、市内の相談支援機関の役割の明確化、相談支援機関相互の連携強化。

○協議会での取組

計画相談支援部会（令和5年度からは相談支援部会に名称変更）

- ・指定特定相談支援事業所の業務に必要な情報を提供するため、「指定特定相談支援事業所向け計画相談支援の手引き」を更新。
- ・「事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）作成マニュアル」の作成。作成担当者向けの研修実施。事業者向けのアンケート実施、結果の共有。
- ・本市の相談支援に関する現状を踏まえ、計画相談支援の拡充策について検討。一部の区において、区役所によるセルフプラン作成支援を実施している利用者と指定特定相談支援事業所とのマッチングを行うモデル事業を実施。計画相談支援件数の増加や、地域の相談支援機関が指定特定相談支援事業所の特徴等を共有できたこと、指定特定相談支援事業所の採算性を意識したこと等の成果があった。

区相談支援事業所連絡会

- ・区内の相談支援事業所等の連携強化や人材育成等を目的に開催し、事例検討や事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修等を実施した。

○継続課題

- ・相談支援事業所の運営上、相談員数が少人数配置のため、事業所内でのOJTが進みにくく、経験の浅い相談支援専門員が育ちにくい状況がある。
- ・本来のケアマネジメントが実践できず、サービス調整にとどまる場合がある。

<協議会からの意見>

- ・相談支援体制を構成する機関同士の連携強化及び情報共有・情報発信の仕組みについて検討を進める必要がある。
- ・ケース対応における基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所との役割と連携について検討し、相談支援事業所に対する後方支援の強化が必要である。
- ・計画相談支援の供給量が確保できるまでの間の対策である、事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）について、アンケート結果を踏まえた検討を行う必要がある。
- ・計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の採算性の向上や、相談支援従事者への支援者支援を強化する必要がある。具体的な方策は次のとおり。
（指定特定相談支援事業所の採算性の向上）
適切な報酬・加算の算定の促進に向けた取組。
報酬構造について国等への要望を継続。
市独自の加算・補助金を継続。

(相談支援従事者への支援者支援)

基幹相談支援センター等が指定特定相談支援事業所の特徴等を把握し、地域の相談支援機関と共有する。指定特定相談支援事業所への後方支援を行う。

区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会における、情報提供や関係づくり、人材育成。

区役所によるセルフプラン作成支援を実施している利用者と指定特定相談支援事業所とのマッチングを行うモデル事業の拡大。

2 地域生活支援の充実

精神障害者の退院促進

○課題

- ・長期入院している精神障害者の地域移行・定着支援の取組推進と支援体制の強化。

○協議会での取組

精神障害者地域移行・地域定着支援部会

令和3年度から令和5年度の3年計画で上記課題に対する活動を行っている。

- ・支援時期毎で留意すべき項目や手続き、支援方法や相談先等を記載し、共通理解を図ることを目的として、川崎市に特化した「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を作成。
- ・精神障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、福祉と住宅の連携推進を目標に、「入居者情報共有シート」を作成。また、川崎市内で活動する居住支援法人との研修会を開催。
- ・ピア活動の場、活躍の場を充実させるために、アンケート調査の実施や活動報告会を開催。また、ピア活動を行っている事業所への見学会も実施。
- ・地域移行・地域定着支援に係る関係機関の役割と現状の明確化、検討課題を抽出した「見える化シート」をもとに、本事業の支援対象者の具体的な把握と個別支援に資するデータを抽出するための「地域移行支援対象者実態調査」を実施。

○継続課題

- ・体制整備と市内精神科病院との連携による一体的な取組みの強化

<協議会からの意見>

- ・精神科病院と地域の関係機関の連携による取組の拡充や後方支援機関との重層的な支援体制の構築が必要である。
- ・住宅分野と福祉分野の横断的な連携強化が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

- ①「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を踏まえ、普及啓発や実践をさらに進める。
- ②「入居者情報共有シート」の活用も含めて、居住支援協議会と連動して取組を進める。
- ③様々な関係機関と連携を図りながら、ピア活動を定期的に継続できる仕組みづくりを進める。
- ④実態調査により得られたデータを活用し、地域移行・地域定着支援の推進を図る。

3 多様な住まい方と場の確保

入所施設からの地域移行の促進

○課題

- ・入所施設からの地域移行の促進及び地域生活の定着支援の強化。

○協議会での取組

入所施設からの地域移行支援部会

「入所施設からの地域移行」を促進し、地域における重層的な支援体制の構築に向けて活動を行っている。

- ・入所施設からの地域移行についての考え方や具体的な手法の標準例を取りまとめた「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン Ver1.0」を作成。
- ・入所施設からの地域移行支援従事者研修や入所施設からの地域移行実践報告会等を開催。

<協議会からの意見>

丁寧な意思決定支援の推進、社会資源の確保・拡充、地域移行に向けた理解の促進、障害の重度化・高齢化を踏まえた支援、関係機関連携の推進が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

- ①ガイドラインを踏まえ、地域移行コーディネーターを活用した地域移行の実践
(意思決定のための GH 体験宿泊の実施等)
- ②ガイドラインの普及を目的とした研修の実施
- ③状況を踏まえた支援スキームの見直し

4 人材の確保・育成と多様な主体による支えあい

相談支援従事者の養成

○課題

- ・川崎市の相談支援体制を踏まえた相談支援従事者の質の向上・人材育成。

○協議会での取組

人材育成部会

川崎市における障害者相談支援従事者の人材育成のあり方や方向性について協議するとともに、総合リハビリテーション推進センター等と連携し、人材育成を図っている。

- ・平成31年に発行した「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」について、令和3年、4年に改訂を実施。相談支援従事者の研修体系と地域における人材育成が有機的に連動できる仕組みを構築。
- ・法定研修の企画・実施をしている「研修企画検討委員会」との連動を図り、研修実施内容及び結果を踏まえた上で、「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」の内容改訂を実施した。

区相談支援事業所連絡会

- ・区内の相談支援事業所等の連携強化や人材育成等を目的に開催し、事例検討や事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修等を実施した。

○継続課題

- ・ベテラン相談員と経験年数の少ない相談員に二極化しており、相談員の質の差が生じている。
- ・事業所を越えた人材育成に繋がりにくく、知識や技術の積み上げに繋がっていない。

<協議会からの意見>

地域における相談支援従事者の質の向上や人材育成に関する具体的な取組、相談支援従事者としての役割の実践等が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

国の動向に留意しつつ、川崎市における相談支援従事者のあり方や基本的な方向性に関する協議を行う。

日中サービス支援型共同生活援助事業の概要について

1 共同生活援助

- 総合支援法に規定されている、障害福祉サービスの 1 類型。共同生活援助には、介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型の 3 類型がある。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義) 第五条十七

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

2 日中サービス支援型共同生活援助

- 重度の障害者への支援を可能とするため、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定で創設された新しいサービス類型。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針) 第二百十三條の三

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、**常時の支援体制を確保**することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び**地域住民との交流**の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を**適切かつ効果的に行うものでなければならない。**

3 日中サービス支援型共同生活援助に係る「協議の場」の設置について

- 日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業所は、**地域に開かれたサービスとすることにより当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会等に対して報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされている。**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(協議の場の設置等) 第二百十三條の十

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、**法第八十九条の三第一項に規定する協議会**（**その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの**（以下「協議会等」という。）**に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。**

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

【解釈通知】(協議の場の設置等) 第二百十三條の十

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、**定期的に（少なくとも年 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。**

4 短期入所の併設について

- ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所を併設するとされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(実施主体) 第二百十三条の七

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と**同時に**第114条に規定する**指定短期入所を行うものとする。**

【解釈通知】(実施主体) 第二百十三条の七

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所を行うこととしたものである。

5 社会生活上の便宜の供与について

- ・ 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(社会生活上の便宜の供与等) 第二百十三条の九

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、**特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。**

【解釈通知】(社会生活上の便宜の供与等) 第二百十三条の九

日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、**個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害副サービス事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。**

6 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談について

【解釈通知】(指定計画相談支援の具体的取扱方針) 第十五条第二項第八号

指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者意思確認を適切に行う必要があることから、**モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間としているので留意すること。**

また、適正な支援を確報する観点から、**日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。**

川崎市地域自立支援協議会における日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

1. 報告すべき主な内容

- ・別紙「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等」参照

2. 評価内容及び評価の視点

	評価内容	評価の視点
1	健康管理を行うための医療機関等との連携について	想定される利用者が重度・高齢であること等から、他の類型以上に利用者の健康状態に対する配慮が必要となる。利用者の健康状態の変化を把握するための日頃の対応方法及び医療機関との連携体制について評価する。
2	相談支援事業所との連携について	サービスの性質上、事業所内で完結する恐れがあるが、利用者の意思確認を適切に行う必要があるため、客観的な視点を持つ相談支援事業所と連携し、サービスの質の向上に努めているかについて評価する。
3	日中支援の提供状況（外出や余暇活動等の社会生活上の支援を含む）について	日中時間帯を通所せずに共同生活住居内で過ごす利用者に対して、提供するサービスの種類、内容及び提供する時間帯に適切に従業者が配置されているか、また、外出や余暇活動等の支援が行われているかについて評価する。
4	充実した地域生活を送るための地域等との交流について	共同生活援助の支援は、利用者に対して地域との交流を図ることにより社会との連携を確保するものではないことから、利用者の生活が共同生活住居内のみで完結しないよう、地域との交流につながる取り組みがあるかについて評価する。
5	苦情を受け付けるための体制の確保及び苦情解決の対応について	苦情は利用者またはその家族等からの意見であるという考えを持ち、苦情を受け付けるための体制の確保状況及び受け付けた苦情を解決するための対応方法について評価する。
6	虐待防止の取組みについて	日中時間帯も事業所内で支援を行うことが多い類型となることから、他者の視点が入りにくく、虐待が発生しても発見しにくいことが想定されることから、事業所として虐待防止対策をどのように講じているのかについて評価する。
7	短期入所の実施状況について	併設する短期入所の稼働状況（過度に稼働率が低い等）について評価する。
8	行政機関による指導監査の状況について	事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守する必要があることから、行政機関による指導監査が実施された場合には、その指摘事項についてどのように対応を講じているのかについて評価する。
9	権利擁護の取組みについて	利用者の人権を尊重し寄添う支援を行う必要があることから、事業所として利用者の金銭管理等も含め成年後見人制度の利用の取組みがあるかについて評価する。

10	災害対策の取組みについて	自然災害（台風、豪雨、地震）や火災等の災害が頻発していることから、事業所として利用者の安全を最優先としての避難方法や訓練をどのように講じているのかについて評価する。
11	運営に対する評価の取組について	自ら提供する日中サービス支援型共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図る取組みがあるかについて評価する。
12	その他	「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等」において上記 1～9 以外に評価すべき事項がある場合に評価する。

Ver. 2(202010)

健康福祉局障害保健福祉部
障害者施設指導課事業者指定担当

1. 日中支援の提供状況(外出や余暇活動等の社会生活上の支援を含む)について

日中時間帯を通所せずに共同生活住居内で過ごす利用者に対して、提供するサービスの種類、内容及び提供する時間帯に適切に従業者が配置されているか、また、外出や余暇活動等の支援が行われているかについて評価する。

クライスハイム川崎神木事業所 入居12名(男6名・女6名)	クライスハイム川崎初山事業所 入居20名(男10名・女10名)	ことのは 入居8名(男8名)
障害種別(身体:5名 知的:10名 精神:2名) 障害区分(区分6:3名 区分5:3名 区分4:5名 区分3:1名)	障害種別(身体:2名 知的:18名 精神:4名) 障害区分(区分6:3名 区分5:7名 区分4:7名 区分3:2名)	障害種別(身体:8名 知的:8名) 障害区分(区分6:8名)
ご自身の趣味に合わせて、塗り絵や切り絵、テレビ・DVD鑑賞などをして頂いています。近頃の自動車売場まで職員と一緒に買い物に行くこともあります。個別支援計画は作成しています。随時モニタリング等を行い、6か月ごとに更新をしています。	ご利用者様お一人お一人に合わせて、壁面の作成や折り紙といった手指先の活動や近隣のコンビニへの買い物同行を行いご利用者様のADL向上に向け支援を行っています。個別支援計画書に関しては、6か月ごとに作成し変更等ある際は、その都度モニタリング等を行い作成しています。 【Aさまの場合】自立されている。 6:00起床される 6:30朝食を召し上げる 6:45口腔ケアをされる 8:45作業所へ自力通所にて行かれる。 12:00ホームへ帰設される。 12:15昼食を召し上げる。 15:15夜間学校へ行かれる。 22:10ホームへ帰設される。	・食事 ご利用者様の嚥下状況や胃ろうなどお体にご状態に合わせた食事形態をご提供しております。また、食事摂取に必要な介助、自力摂取が可能な方への配慮や残存機能を活かした支援を日々検討しながら行っております。 ・入浴 寝たきりの方もご利用いただけるよう、ストレッチャー浴で介助しています。清潔保持に加え、お体の皮膚観察を行い、必要に応じて看護師に報告し、主治医と連携しております。 ・園芸療法 ことのは敷地内で園芸を行い、苗植えから収穫までの作業を利用者様と一緒にに行いました。また季節に合わせた野菜に触れることで利用者様に「四季」を感じて頂ける機会をご提供してきました。五感で刺激を感じて頂きながら、ご生活を送って頂けるよう、お手伝いしております。 ・音楽療法 定期的に音楽療法の先生にお越し頂き、ピアノや楽器を使いながら、音を奏でる、触れる機会を作っております。利用者様の表情や心理状態も確認して先生と相談しながら取り組んでおります。 ・レクリエーション/季節のイベント 職員による風船/バレーやボーリング、ボッチャ、創作活動、外気浴やお散歩、利用者様の誕生日会、Youtubeを活用した体験的なレクリエーション/季節のイベントなどを行っております。(他にも日々新しいものを検討しております。)和太鼓やバレーアート、オカリナ、ハンドベル、地域学生によるパペット劇場等、地域のボランティア団体様やレクリエーション団体様にもご協力頂き、開催しております。各季節のイベントも定期的に開催しております。 ・シフト(日中最大5.5名) 支援体制は日中帯5.5名(看護師含む)、夜勤2名の配置を検討しております。シフトの組み合わせはご利用者様の状況を考慮しながら、日々変化させていくものと考えておりますので、状況に応じた組み合わせを検討しながら対応しております。 ・個別支援計画書作成は8名。利用者様はご自身の意思を伝えることが難しい為、ご家族様も交えながら利用者様の希望、思いを汲み取り、個別支援計画を作成しています。 ・現在、8名の利用者様は日中帯もことのはで活動しながらお過ごしされています。

2. 充実した地域生活を送るための地域等との交流について

共同生活援助の支援は、利用者に対して地域との交流を図ることにより社会との連携を確保するものではないことから、利用者の生活が共同生活住居内のみで完結しないよう、地域との交流につながる取り組みがあるかについて評価する。

クライスハイム川崎神木事業所 入居12名(男6名・女6名)	クライスハイム川崎初山事業所 入居20名(男10名・女10名)	ことのは 入居8名(男8名)
障害種別(身体:5名 知的:10名 精神:2名) 障害区分(区分6:3名 区分5:3名 区分4:5名 区分3:1名)	障害種別(身体:2名 知的:18名 精神:4名) 障害区分(区分6:3名 区分5:7名 区分4:7名 区分3:2名)	障害種別(身体:8名 知的:8名) 障害区分(区分6:8名)
近隣の幼稚園との連携で、大雪時に除雪道具をお借りし、一緒に雪かきなどをしました。ご家族は必要なものを持って来て頂いたり、面会や外泊時にご自宅のご様子を見ています。季節のイベントとして、冬のクリスマス会や正月の飾りつけなどがあり、誕生日の利用者様の誕生会などがあります。	・地域との交流に関しては、今のところありません。 ・ご家族様との交流としては、毎週外泊される方や面会等来られその都度ホームやご自宅での様子を伺っています。 ・毎月その季節に応じた壁画工作を行っています。12月はクリスマスツリー等ホーム全員で一つの物を作成しています。	・地域交流 地域のボランティア団体様やレクリエーション団体様と交流し、ことのは職員だけではなく、地域の方との交流の機会を設けております。 音楽療法、和太鼓、ハンドベル、オカリナ、バレーアート、地域学生のパペット劇場等、利用者様が楽しさを感じる機会を作っております。地域の方々との交流によって利用者様の表情や声のトーンなどの違いもあり、良い刺激となっております。 ・ご家族様との交流 ご家族様やご親族、ご友人の方々定期的にことのはを訪問され、利用者様と一緒に過ごされる機会が多くあります。また、外出外泊の機会もありますので、ご家族様と過ごす時間はとても良い時間となっております。 職員もご家族様がご来訪時には最近のご様子や健康状態についてもご報告しており、ご家族様からのご質問などがあれば確認し、お伝えするようになっています。イベントや行事にはご家族様をご招待し、一緒に参加できる機会も設け、楽しませているご様子があります。 ・季節のイベントやレクリエーション 利用者様に季節を感じていただくことを一番の目的として、季節のイベントの秋祭りやクリスマス会など開催しております。また、食材を使ってケーキやたこ焼きを作ったりと体験型のイベントもご用意しています。

3. 苦情を受け付けるための体制の確保及び苦情解決の対応について

苦情は利用者またはその家族等からの意見であるという考えを持ち、苦情を受け付けるための体制の確保状況及び受け付けた苦情を解決するための対応方法について評価する。

クライスハイム川崎神木事業所 入居12名(男6名・女6名)	クライスハイム川崎初山事業所 入居20名(男10名・女10名)	ことのは 入居8名(男8名)
障害種別(身体:5名 知的:10名 精神:2名) 障害区分(区分6:3名 区分5:3名 区分4:5名 区分3:1名)	障害種別(身体:2名 知的:18名 精神:4名) 障害区分(区分6:3名 区分5:7名 区分4:7名 区分3:2名)	障害種別(身体:8名 知的:8名) 障害区分(区分6:8名)
今まで苦情が来たことは無く、利用者様やご家族様からの相談や要望は聞き、出来ることは支援しています。今まであった要望としては、外泊時に送迎されるご家族も障害を持っており、スムーズに外泊できるように前もって準備をして欲しいというものがありません。その件は、外泊時に持ち帰る荷物を事前に用意するという形で対応しました。	ご家族様より「やっほいい」と要望を頂くことがありますが、その都度ホーム内及び計画相談員さんと話しを行い、可能なものと難しいものを伝えています。	・ご家族様からご指摘いただいた内容 1)洗濯物 お部屋のクローゼットに他の利用者様の衣類が入っており、ご家族様が気づいてご指摘頂いた。対応策としては全利用者様の衣類に名前が記載があるか確認。名前のない衣類には記入。洗濯ネットも用いて混合されないように個別に洗濯を行い、洗濯乾燥後の置む際は名前を確認してご返却する。 2)加湿器 加湿器の水の補充ができておらず、ご来訪時にご指摘頂いた。冬の季節ではお部屋に加湿器を設置される方も多く、適宜水の補充を行います。補充ができていないことがありました。対応策としてはお部屋訪問時には都度確認し、適宜補充することとしております。 ・ご家族様への聞き取り ご来訪時にはご要望や気になることも含めて、伺いするようになっています。また会話の中で出た言葉で本当は希望していたけど、ご遠慮されていることがあればお伺いし、可能な範囲でお応えしていくようにしております。

4. 虐待防止の取組みについて

日中時間帯も事業所内で支援を行うことが多い類型となることから、他者の視点が入りやすく、虐待が発生しても発見しにくいことが想定されることから、事業所として虐待防止対策をどのように講じているのかについて評価する。

クライスハイム川崎神木事業所 入居12名(男6名・女6名)	クライスハイム川崎初山事業所 入居20名(男10名・女10名)	ことのは 入居8名(男8名)
障害種別(身体:5名 知的:10名 精神:2名) 障害区分(区分6:3名 区分5:3名 区分4:5名 区分3:1名)	障害種別(身体:2名 知的:18名 精神:4名) 障害区分(区分6:3名 区分5:7名 区分4:7名 区分3:2名)	障害種別(身体:8名 知的:8名) 障害区分(区分6:8名)
職員には虐待防止に関する研修を必須で受講して頂いています。その他、支援に関する知識向上のため月に一回研修を行っています。	職員には虐待防止に関する研修を必須で受講して頂いています。その他、支援に関する知識向上のため月に一回研修を行っています。	身体拘束虐待防止適正化委員会を設置し、定期的に研修や適正化委員会を実施しております。研修ではセルフチェックシートでの振り返り、身体拘束や虐待についての知識習得、具体的に職員が自分たちの支援を振り返る機会を設け、ご家族様の視点、第3者の視点で振り返ることを念頭に置き、当たり前になっている支援方法やお声かけなどの改善点を検討していくようにしております。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等

事業者(法人)名	ミナノワ株式会社					
事業所名	クライスハイム神木事業所					
事業所住所	神奈川県川崎市宮前区神木2-9-5					
指定(設置)日	2022/3/1					
住居数	2	住居				
定員(全体/住居平均)	全体	12	人			
	1住居あたり平均	1	人			
入居者数(全体/ユニットごと)	全体	12	人 (男性: 6 人 女性: 6 人)			
	1住居あたり平均	1	人			
入居者数の内訳	平均年齢	46	歳			
	障害種別ごと		障害支援区分ごと			
	身体障害者	5	人	区分6	3	人
	知的障害者	10	人	区分5	3	人
	精神障害者	2	人	区分4	5	人
	難病等対象者	0	人	区分3	1	人
				区分2	0	人
				区分1以下	0	人
	利用者の障害特性等 (医療的ケアの必要性や強度行動障害のある利用者等)					
	医療的ケアの必要性があるご利用や強度行動障害者の現在入居していません。 建物がバリアフリーのために車椅子利用者様は入居されております。 両手拘縮があり全介助の利用様が入居されており支援を行っております。					
日中サービスの利用状況						
日中サービスの利用者数(通所している利用者数)				11	人	
日中サービスを利用していない利用者数 (住居内で日中を過ごす利用者数)				1	人	
日中サービスを利用していない理由 遠方よりの虐待理由での入居の方で身体的、精神的に通所に通えうことが困難なため。						

配置している従業者	※資格等がある場合には()に資格を記入
管理者	1 人
サービス管理責任者	1 人
生活支援員	6 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 2 人 女性: 3 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 2 人 非常勤職員: 1.4 人
世話人	8 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 3 人 女性: 5 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 3 人 非常勤職員: 3 人
夜間支援従事者	8 人 ()
上記以外に配置している従業者 ※職種(資格)とその人数	
短期入所定員	1 人
短期入所利用状況	指定日～現在 延べ 2 人
日中サービス支援型共同生活援助の指定申請に至った経緯、目的等	<p>弊社運営の既存ホームでも利用者様の高齢化やADLの低下等により日中もホームで過ごす方が増えてきました。</p> <p>弊社でも日中サービス支援型の障がい者グループホームを運営しておりますが、ニーズの高さを感じております。</p> <p>また、本計画地の地主様は、障がい者グループホームに理解があり、建築をご了承いただいたため、設置を希望するに至りました。</p>
法人・事業所の運営方針(コンセプト)	<p>重度化・高齢化に対応できる建物の提供を行っており、当該事業所において知的障害及び精神障害者、身体障害をお持ちの方に対する支援に重点を置いていきます。</p>
医療機関との連携体制	<p>利用連携としてエイド訪問看護ステーション事業所様に、月に2回看護師の方に訪問して頂いています。</p> <p>その他、ご希望されるご利用者様につばさクリニックという月に1回医師が訪問して頂ける医療機関との連携も行っています。</p> <p>休館の際はどちらも24時間対応して頂いています。</p>
利用者の健康管理(医療機関との連携、医師や看護職員の訪問の有無、日々の健康管理方法等)	<p>上記以外に、リハビリが必要な方や心理治療が必要な方には訪問看護に来て頂いています。</p> <p>日々の健康管理としては、毎朝・夕に体温・最高低血圧・心拍を計測しており、体調に変化があれば上記のクリニックに連絡しご対応頂いています。</p>
相談支援事業所との連携体制	<p>日々、電話やメールにて情報共有をしており、3か月ごとのモニタリングや緊急のケア会議等があれば顔を合わせてお話をさせて頂いています。</p>

<p>日中の支援方法(日中を共同生活住居内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか)</p>	<p>ご自身の趣味に合わせ、塗り絵や切り絵、テレビ・DVD鑑賞などをして頂いています。 近くの自動販売機まで職員と一緒に買い物に行くこともあります。</p>
<p>日中支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成の有無 ・他の日中サービス利用状況 <p>※代表的な1日の利用者の生活スケジュールもあわせて記入ください。</p>	<p>個別支援計画は作成しています。 随時モニタリング等を行い、6か月ごとに更新をしています。 A様の場合 朝6時に起床 6時30分に朝食(自立)、服薬 7時過ぎに口腔ケア(仕上げ介助) 9時までリビングで過ごし、送迎でお仕事 12時に送迎で帰設 12時30分に昼食(自立) 13時に口腔ケア(仕上げ介助) 14時に入浴(仕上げ介助) 15時におやつ(主にドーナツ) 17時頃まで玄関の椅子に座っている 18時30分に夕食(自立)、服薬 19時に口腔ケア(仕上げ介助) 19時30分に眠前薬を服薬 20時就寝</p>
<p>活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流の状況 ・家族との交流の状況 ・各種行事、イベント 等 	<p>近隣の幼稚園との連携で、大雪時に除雪道具をお借りし、一緒に雪かきなどをしました。 ご家族は必要なものを持って来て頂いたり、面会や外泊時にご自宅での様子を伺っています。 季節のイベントとして、冬のクリスマス会や正月の飾りつけなどがあり、誕生日の利用者様の誕生会などがあります。</p>
<p>利用者及びその家族からの苦情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の内容 ・要望等に対する対応 ・外部意見を取り入れる体制 	<p>今まで苦情が来たことは無く、利用者様やご家族様からの相談や要望は聞き、出来ることは支援しています。 今まであった要望としては、外泊時に送迎されるご家族も障害を持っており、スムーズに外泊できるよう前もって準備をして欲しいというものがありませんでした。 その件は、外泊時に持ち帰る荷物を事前に用意するという形で対応しました。</p>
<p>虐待防止に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の有無 等 	<p>職員には虐待防止に関する研修を必須で受講して頂いています。 その他、支援に関する知識向上のため月に1回研修を行っています。</p>

<p>短期入所事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に受け入れているか ・緊急利用に対応しているか 	<p>積極的に受け入れており、2月も短期入所のご利用が有ります。緊急利用に関しても、直近でご家族が亡くなり短期でのご利用の要望の受け入れが有りました。</p>
<p>行政機関による指導監査の状況</p>	<p>指導監査の実施の有無</p> <p>有（令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日実施）</p> <p>無</p> <p>※有の場合：主な指摘内容</p> <p><input type="text"/></p>
<p>権利擁護に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 ・金銭管理 等 	<p>金銭管理として、預かり金及び立替金を行っています。</p>
<p>災害対策に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 等 	<p>年2回の避難訓練の実施 3日分の災害用備蓄</p>
<p>運営に対する評価の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な評価の有無 等 	<p>社内での内部監査の実施を計画しています。</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、上記事項以外に実施している独自の運営、支援内容等 	

Ver.4.0(202402)

※ のセルを入力すること

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等

事業者(法人)名	ミナノワ株式会社					
事業所名	クライスハイム川崎初山事業所					
事業所住所	神奈川県川崎市宮前区初山1-36-48					
指定(設置)日	2023/3/1					
住居数	2	住居				
定員(全体/住居平均)	全体	20	人			
	1住居あたり平均	10	人			
入居者数(全体/ユニットごと)	全体	20	人 (男性: 10 人 女性: 10 人)			
	1住居あたり平均	10	人			
入居者数の内訳	平均年齢	47.5	歳			
	障害種別ごと		障害支援区分ごと			
	身体障害者	2	人	区分6	3	人
	知的障害者	18	人	区分5	7	人
	精神障害者	4	人	区分4	7	人
	難病等対象者		人	区分3	2	人
				区分2	0	人
				区分1以下	0	人
	利用者の障害特性等 (医療的ケアの必要性や強度行動障害のある利用者等)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症 ・脳性麻痺 					
日中サービスの利用状況						
日中サービスの利用者数(通所している利用者数)					18	人
日中サービスを利用していない利用者数 (住居内で日中を過ごす利用者数)						
					2	人
日中サービスを利用していない理由						
日中支援サービスが見つからない。 ご利用様が希望されない為						

配置している従業者	※資格等がある場合には()に資格を記入
管理者	1 人
サービス管理責任者	1 人
生活支援員	6 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 2 人 女性: 4 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 5 人 非常勤職員: 2 人)
世話人	5 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 13 人 女性: 26 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 1 人 非常勤職員: 38 人)
夜間支援従事者	39 人 ()
上記以外に配置している従業者 ※職種(資格)とその人数	
短期入所定員	2 人
短期入所利用状況	指定日～現在 延べ 3 人
日中サービス支援型共同生活援助の指定申請に至った経緯、目的等	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行ないます
法人・事業所の運営方針(コンセプト)	重度化・高齢化に対応できる建物の提供を行っており、当該事業所において知的障害及び精神障害者、身体障害をお持ちの方に対する支援に重点を置いていきます。
医療機関との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療としてたまふれあいクリニックさんと連携を行い、月に一度の内科訪問診療。月に一度の精神診療を行っている。 ・訪問調剤としてセントラル薬局さんとの連携。 ・訪問歯科としてグレースデンタルさんとの連携。 ・訪問看護としてリノ訪問看護ステーションとの連携 ・すべての機関様との24時間連携を行って頂いています。
利用者の健康管理(医療機関との連携、医師や看護職員の訪問の有無、日々の健康管理方法等)	上記外に必要なご利用者様に個別にて訪問看護(OT/PT)を利用されている方もいられます。 ホームでの健康管理として一日2回(朝食前・夕食前の健康チェック(体温測定・血圧測定)を実施し、体調等変化があれば、訪問診療さんとの連携を行いご対応頂いています。
相談支援事業所との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・日々担当頂いているご利用者様の情報を共有し、担当者会議等必要に応じた話し合い、支援の方法・内容等を考えています。 ・緊急時にも必要に応じて、ケア会議等も実施し、最新のご利用者様の状況を共有しています。

<p>日中の支援方法(日中を共同生活住居内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか)</p>	<p>ご利用者様お一人お一人に合わせ、壁画の作成や折り紙といった手指先の活動や近隣のコンビニへの買い物同行を行いご利用者様のADL向上に向け支援を行っています。</p>
<p>日中支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成の有無 ・他の日中サービス利用状況 <p>※代表的な1日の利用者の生活スケジュールもあわせて記入ください。</p>	<p>個別支援計画書に関しましては、6か月ごとに作成し変更等ある際は、その都度モニタリング等を行い作成しています。 【Aさまの場合】自立されている。</p> <p>6:00起床される 6:30朝食を召し上がる 6:45口腔ケアをされる。 8:45作業所へ自力通所にて行かれる。 12:00ホームへ帰設される。 12:15昼食を召し上がる。 15:15夜間学校へ行かれる。 22:10ホームへ帰設される。</p>
<p>活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流の状況 ・家族との交流の状況 ・各種行事、イベント 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流に関しては、今のところあまりありません。 ・ご家族様との交流としては、毎週外泊される方や面会等来られその都度ホームやご自宅での様子を伺っています。 ・毎月その季節に応じた壁画工作を行っています。12月はクリスマスツリー等ホーム全員で一つの物を作成しています。
<p>利用者及びその家族からの苦情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の内容 ・要望等に対する対応 ・外部意見を取り入れる体制 	<p>ご家族様より「やってほしい」と要望を頂くことがありますが、その都度ホーム内及び計画相談員さんと話をし、可能なものと難しいものを伝えています。</p>
<p>虐待防止に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の有無 等 	<p>職員には虐待防止に関する研修を必須で受講していただいています。 その他、支援に関する知識向上のため月に一回研修を行っています。</p>

<p>短期入所事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に受け入れているか ・緊急利用に対応しているか 	<p>緊急的なご依頼についても積極的にお受けを行っております。</p>
<p>行政機関による指導監査の状況</p>	<p>有（令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日実施） <input type="text"/> 無 ※有の場合：主な指摘内容 <input type="text"/></p>
<p>権利擁護に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 ・金銭管理 等 	<p>・ホーム契約時に必要とされるご利用者様に預り金の契約書記入の上、お預かりをしています。</p>
<p>災害対策に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 等 	<p>・年2回(6月・12月)の総合訓練の実施 ・ホーム内倉庫に災害時用備蓄3日分完備</p>
<p>運営に対する評価の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な評価の有無 等 	<p>社内での内部監査の実施を計画しています。</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、上記事項以外に実施している独自の運営、支援内容等 	

Ver.4.0(202402)

※ のセルを入力すること

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況等

事業者(法人)名	HMカンパニー株式会社			
事業所名	ことのは			
事業所住所	神奈川県川崎市下小田中3-17-10HMComfort1階			
指定(設置)日	2023年1月1日			
住居数	8 住居			
定員(全体/住居平均)	全体	8 人		
	1住居あたり平均	人		
入居者数(全体/ユニットごと)	全体	8 人 (男性: 8 人 女性: 人)		
	1住居あたり平均	人		
入居者数の内訳	平均年齢	34 歳		
		障害種別ごと	障害支援区分ごと	
		身体障害者 8 人	区分6 8 人	
		知的障害者 8 人	区分5 人	
		精神障害者 人	区分4 人	
		難病等対象者 人	区分3 人	
			区分2 人	
			区分1以下 人	
		利用者の障害特性等 (医療的ケアの必要性や強度行動障害のある利用者等)		
		・医療的ケアの方は2名(経管栄養、喀痰吸引) ・強度行動障害は2名		
	日中サービスの利用状況			
	日中サービスの利用者数(通所している利用者数)	0 人		
	日中サービスを利用していない利用者数 (住居内で日中を過ごす利用者数)	8 人		
	日中サービスを利用していない理由 日中活動をことのは事業所内で行っており、外部のボランティアや地域団体のイベントなども交流を図っている為。			

配置している従業者	※資格等がある場合には()に資格を記入
管理者	1 人
サービス管理責任者	1 人
生活支援員	5 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 1 人 女性: 4 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 2 人 非常勤職員: 3 人)
世話人	6 人 ()
内訳①(性別)	(男性: 1 人 女性: 5 人)
内訳②(雇用形態)	(常勤職員: 1 人 非常勤職員: 5 人)
夜間支援従事者	7 人 ()
上記以外に配置している従業者 ※職種(資格)とその人数	看護職員(看護師資格) 7名
短期入所定員	1 人
短期入所利用状況	指定日～現在 延べ 17 人 2月末時点
日中サービス支援型共同生活援助の指定申請に至った経緯、目的等	親族の身体的、精神的負担軽減や介助者が介護できなくなったことを見据えて24時間体制で重度障がい者の方々が安心して生活できる場を作り、地域との関わりを持ち、社会の一員として安心して生活ができる場を提供したいと思い、「ことのは」を立ち上げることに至りました。
法人・事業所の運営方針(コンセプト)	【理念】 「ことのは」とは心の言葉という意味です。家族である入居者様の心の中にある感情や思いは、意味のある大事なものであり、尊重しなければなりません。 家族とは入居者様、ご家族様、私たち職員のことであり、共に生活する三者の和を一つの「家族」と捉えすべての基本としています。家族の和を基本とし、お互いを尊敬・感謝する心を持ち、共に学び、共に支え、共に歩む。そんなグループホームに行きたいと思っております。

<p>医療機関との連携体制</p>	<p>全利用者様に医療機関、訪問看護ステーションとご契約いただいております、毎月2回の訪問診療、必要に応じた訪問看護ステーションの健康管理を行っております。また突発で体調不良の方がおりましたら、オンコール対応でご報告し、臨時往診やお電話での医療的な指示を受け、対応しております。</p> <p>【協力医療機関】</p> <p>①ゆりかごクリニック(荒井医師)6名利用 住所:〒216-0015 神奈川県川崎市宮前区菅生1-2-20イズミール103 連絡先:044-978-1623</p> <p>②田園二子クリニック(末廣医師)1名利用 住所:〒213-0001神奈川県川崎市高津区溝口2-16-5アイビー溝の口ビル2階 連絡先:044-850-2122</p> <p>③はなまるクリニック(山本医師)1名利用 住所:〒211-0063神奈川県川崎市中原区小杉町2-313 連絡先:044-711-2870</p> <p>【訪問看護ステーション】</p> <p>①リノ訪問看護ステーション 住所:〒226-0025神奈川県横浜市緑区十日市場905-5コーポカネヒラ101 連絡先:045-532-4595</p> <p>②なないろ訪問看護ステーション 住所:〒216-0043神奈川県川崎市宮前区野川台1-26-1露木ハイツ202 連絡先:044-750-8374</p>
<p>利用者の健康管理(医療機関との連携、医師や看護職員の訪問の有無、日々の健康管理方法等)</p>	<p>・看護師の配置／医療機関との連携 医療行為が必要な利用者様に配慮し、日中帯の看護師の配置しております。勤務時間は9:00～18:00で毎日のバイタル測定や医療処置、体調管理を行います。 利用者様が各々が医療機関とご契約され、主治医、看護師、訪問看護ステーションの看護師と連携し、日々の健康観察を行っております。緊急時の対応なども都度、主治医へ報告し、医療機関との密な連携を取っております。(月に2回の訪問診療、臨時往診)</p> <p>・訪問マッサージ、訪問リハビリの導入 医療保険を利用した訪問マッサージやリハビリの活用を推進し、利用者様のお身体のサポートをしていく体制を整えております。</p>
<p>相談支援事業所との連携体制</p>	<p>全利用者様に計画相談員の方がおり、定期的なモニタリング実施時等は情報提供や支援についてのご相談をしております。また計画相談員、ご家族様、ことのはの3者で相談する機会を持ち、他サービス利用の検討を行っております。(移動支援等)</p>

<p>日中の支援方法(日中を共同生活住居内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事 ご利用者様の嚥下状況や胃ろうなどお体にご状態に合わせた食事形態をご提供しております。また、食事摂取で必要な介助、自力摂取が可能な方への配慮や残存機能を活かした支援を日々検討しながら行っております。 ・入浴 寝たきりの方もご利用いただけるよう、ストレッチャー浴で介助しています。清潔保持に加え、お体の皮膚観察を行い、必要に応じて看護師に報告し、主治医と連携しております。 ・園芸療法 ことのは敷地内で園芸を行い、苗植えから収穫までの作業を利用者様と一緒に行いました。また季節に合わせた野菜に触れることで利用者様に「四季」を感じて頂ける機会をご提供してきました。五感で刺激を感じて頂きましたながら、ご生活を送って頂けるよう、お手伝いしております。 ・音楽療法 定期的に音楽療法の先生にお越し頂き、ピアノや楽器を使いながら、音を奏でる、触れる機会を作っております。利用者様の表情や心理状態も確認して先生と相談しながら取り組んでおります。 ・レクリエーション/季節のイベント 職員による風船バレーやボーリング、ポッチャ、創作活動、外気浴やお散歩、利用者様の誕生日会、Youtubeを活用した体操などを行っております。(他にも日々新しいものを検討しております。) 和太鼓やバルーンアート、オカリナ、ハンドベル、地域学生によるパペット劇場等、地域のボランティア団体様やレクリエーション団体様にもご協力頂き、開催しております。各季節のイベントも定期的で開催しております。 ・シフト(日中最大5.5名) 支援体制は日中帯5.5名(看護師含む)、夜勤2名の配置を検討しております。シフトの組み合わせはご利用者様の状況を考慮しながら、日々変化させていくものと考えておりますので、状況に応じた組み合わせを検討しながら対応しております。
<p>日中支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成の有無 ・他の日中サービス利用状況 <p>※代表的な1日の利用者の生活スケジュールもあわせて記入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書作成は8名。利用者様はご自身の意思を伝えることが難しい為、ご家族様も交えながら利用者様の希望、思いを汲み取り、個別支援計画を作成しています。 ・現在、8名の利用者様は日中帯もことのはで活動しながらお過ごしされております。 <p>以下、基本的な一日の流れになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6:00～7:30起床 ・7:30～9:00朝食 ・9:00～11:30入浴(入浴は週に3回)水分提供/テレビや映画鑑賞時間 ・12:00～13:30昼食 ・13:30～15:00入浴(午後入浴がある場合) ・14:00～15:00レクリエーションやイベント ・15:00～16:00おやつ/水分提供 ・16:00～18:00訪問マッサージや個別時間(ダイニングやお部屋でテレビや音楽鑑賞等) 18:00～19:30夕食 19:30～個別時間(テレビや音楽鑑賞等) 就寝準備 21:00 就寝時間目安(21時以降も起きてテレビ鑑賞される方もいます。)

<p>活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流の状況 ・家族との交流の状況 ・各種行事、イベント 等 	<p>別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流 地域のボランティア団体様やレクリエーション団体様と交流し、ことのは職員だけではなく、地域の方との交流機会の場を設けております。音楽療法、和太鼓、ハンドベル、オカリナ、バルーンアート、地域学生のパペット劇場等、利用者様が楽しみを感じれる機会を作っております。地域の方々との交流によって利用者様の表情や声のトーンなどの違いもあり、良い刺激となっております。 ・ご家族様との交流 ご家族様やご親族、ご友人の方々が定期的なことのはを訪問され、利用者様と一緒に過ごされる機会が多くあります。また、外出外泊の機会もありますので、ご家族様と過ごす時間はとても良い時間となっております。 職員もご家族様にご来訪時には最近のご様子や健康状態についてもご報告しており、ご家族様からのご質問などがあれば確認し、お伝えするようにしております。イベントや行事にはご家族様をご招待し、一緒に参加できる機会も設け、楽しまれているご様子があります。 ・季節のイベントやレクリエーション 利用者様に季節を感じていただくことを一番の目的として、季節のイベントの秋祭りやクリスマス会など開催しております。また、食材を使ってケーキやたこ焼きを作ったりと体験型のイベントもご用意しています。
<p>利用者及びその家族からの苦情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の内容 ・要望等に対する対応 ・外部意見を取り入れる体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様からご指摘いただいた内容 <ol style="list-style-type: none"> 1)洗濯物 お部屋のクローゼットに他の利用者様の衣類が入っており、ご家族様が気づいてご指摘を頂いた。対応策としては全利用者様の衣類に名前が記載があるか確認。名前のない衣類には記入。洗濯ネットも用いて混合されないように個別に洗濯を行い、洗濯乾燥後の畳む際は名前を確認してご返却する。 2)加湿器 加湿器の水の補充ができておらず、ご来訪時にご指摘を頂いた。冬の季節ではお部屋に加湿器を設置される方も多く、適宜水の補充を行いますが、補充ができていないことがありました。対応策としてはお部屋訪問時には都度確認し、適宜補充することとしております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様への聞き取り ご来訪時にはご要望や気になるところも含めて、お伺いするようにしております。また会話の中で出た言葉で本当は希望したいけど、ご遠慮されていることがあればお伺いし、可能な範囲でお応えしていくようにしております。

<p>虐待防止に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の有無 等 	<p>別紙参照 身体拘束虐待防止適正化委員会を設置し、定期的に研修や適正化委員会を実施しております。 研修ではセルフチェックシートでの振り返り、身体拘束や虐待についての知識習得、具体的に職員が自分たちの支援を振り返る機会を設け、ご家族様の視点、第三者の視点で振り返ることを念頭に置き、当たり前になっている支援方法やお声かけなどの改善点を検討していくようにしております。</p>
<p>短期入所事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に受け入れているか ・緊急利用に対応しているか 	<p>2023年1月1日開所後から2024年2月末日時点(見込み含む)の延べ利用人数は17名。ことのはとしては積極的な短期入所の稼働を考慮しておりましたが、共同生活援助1年目で重症心身障がい者の方、重度身体介助の方も多く、利用者様にことのはのご生活にいち早く慣れて頂けるように支援の統一を図る為、まずは共同生活援助の安定したサービスの提供に何よりも注力して参りました。 次年度は短期入所のお受け入れをより一層行い、より多くの方々に短期入所をご利用いただけるようにしたいと考えております。</p>
<p>行政機関による指導監査の状況</p>	<p>指導監査の実施の有無</p> <p>有 (令和 年 月 日実施)</p> <p>無</p> <p>※有の場合:主な指摘内容</p>
<p>権利擁護に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 ・金銭管理 等 	<p>権利擁護に関する研修(成年後見制度等) 2月に実施予定。</p>
<p>災害対策に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 等 	<p>別紙参照 管轄消防署に申請し、消防災害時訓練のアドバイスを頂きながら、内容を決めております。避難訓練では夜間の職員最少人数時間帯での対応を想定の初期消火、避難経路/誘導、消防署との連携方法等をシミュレーション形式で実施しております。 2023年度:1回目は9/29、2回目は3/31予定。</p>
<p>運営に対する評価の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な評価の有無 等 	<p>年度末の利用者様、保護者様アンケートの実施予定。</p>

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、上記事項以外に実施している独自の運営、支援内容等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップを図る為、年間に必要な研修実施。 ・アニマルセラピーを取り入れていく為、セラピー犬との関わる機会を少しずつ増やしております。
--	---

Ver.4.0(202402)

※ のセルを入力すること

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会は、全体会議（以下「市全体会議」という。）、企画運営会議（以下「市企画運営会議」という。）及び部会（以下「市部会」という。）により組織する。

3 区協議会は、企画運営会議（以下「区企画運営会議」という。）、定例会（以下「区定例会」という。）、相談支援事業所連絡会（以下「区相談支援事業所連絡会」という。）及びワーキング（以下「区ワーキング」という。）により組織する。

(名称)

第3条 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

2 区協議会の名称は、別表のとおりとする。

(市協議会の所掌事項)

第4条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 区協議会の統括

(2) 区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組

(3) 市全体の相談支援体制に関する協議、検証及び評価

(4) 神奈川県障害者自立支援協議会との調整

(5) その他、必要と認められる事項

(市全体会議の構成)

第5条 市全体会議は、関係機関、障害者及び学識経験者その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

(市全体会議委員の任期)

第6条 市全体会議の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市協議会の会長及び副会長)

第7条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市全体会議の委員の互選により定める。

2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市全体会議)

第8条 市全体会議は、市協議会の所掌事務に関する協議調整及び相談支援体制の評価・検証等を行う。

2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(市企画運営会議)

第9条 市協議会の円滑な運営を図るため、市企画運営会議を置く。

2 市企画運営会議は、基幹相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「区地域みまもり支援センター」という。）、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハビリテーション推進センター」という。）及び健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）その他開催趣旨に照らし必要と認められた者で構成する。

(市部会)

第10条 市協議会は、第4条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、市部会を置くことができる。

2 市部会は、基幹相談支援センター及び健康福祉局その他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

3 市部会に部会長1人を置き、当該市部会の委員の互選により定める。

(報告)

第11条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

(市協議会の庶務)

第12条 市協議会の庶務は、地域包括ケア推進室において処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(区協議会の所掌事項)

第13条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- (2) 個別事例へ支援のあり方に関する協議・調整
- (3) 市協議会との調整
- (4) その他、必要と認められる事項

(区企画運営会議)

第14条 区協議会の円滑な運営を図るため、区企画運営会議を置く。

- 2 区企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター、地区健康福祉ステーション及び総合リハビリテーション推進センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区定例会)

第15条 区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図るため、区定例会を置く。

- 2 区定例会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等やその家族、地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区相談支援事業所連絡会)

第16条 区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図るため、区相談支援事業所連絡会を置く。

- 2 区相談支援事業所連絡会は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所、区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区ワーキング)

第17条 区協議会は、第13条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、区ワーキングを置くことができる。

- 2 区ワーキングは、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションその他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。
- 3 区ワーキングの設置期間は、原則として当該年度末までとする。ただし、年度を超えて継続する必要がある場合には、継続する理由及び目標を区企画運営会議で確認した上で、継続して設置することができる。

(報告)

第18条 区協議会は、区協議会全体の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(区協議会の庶務)

第19条 区協議会の庶務は、各区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションにおいて処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(個人情報)

第20条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区	名称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会